

目 次

第 1 号 6月8日(水曜日)

令和4年第2回下郷町議会定例会会議録(第1号)	1
議事日程第1号	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
町長提案理由の説明	4
発言の訂正について	9
請願・陳情	10
休会の件	10
散会	10

第 2 号 6月13日(月曜日)

令和4年第2回下郷町議会定例会会議録(第2号)	13
議事日程第2号	14
開議	15
一般質問	15
星 輝夫君	15
小椋淑孝君	18
星 和志君	21
玉川邦夫君	27
日程の追加	34
請願・陳情	34
休会の件	35
散会	36

第 3 号 6月15日(水曜日)

令和4年第2回下郷町議会定例会会議録(第3号)	37
議事日程第3号	38
開議	39
会議録署名議員の指名	39
報告第 2号 令和3年度下郷町一般会計の繰越明許費について	39
議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて	40
(専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定につ いて)	
議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて	43

	(専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 の設定について)	
議案第36号	専決処分につき承認を求めることについて……………	46
	(専決第5号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第9号))	
議案第37号	専決処分につき承認を求めることについて……………	51
	(専決第6号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号))	
議案第38号	専決処分につき承認を求めることについて……………	53
	(専決第7号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第1号))	
議案第39号	監査委員の選任について……………	54
議案第40号	新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例 に関する条例の一部を改正する条例の設定について……………	54
議案第41号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例の設定について……………	57
議案第42号	消防ポンプ積載車購入契約について……………	58
議案第43号	令和4年度下郷町一般会計補正予算(第2号)……………	59
議案第44号	令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)……………	59
議案第45号	令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)……………	59
議案第46号	令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)……………	59
議員提出議案第7号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出について……………	65
	閉会中の継続審査申出について……………	65
	閉会……………	68

令和4年第2回下郷町議会定例会会議録第1号

招集年月日	令和4年6月8日			
本会議の会期	令和4年6月8日から6月15日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開会	令和4年6月8日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和4年6月8日	午前10時37分	議長 小玉智和
応招議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	湯 田 純 朗
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	星 輝 夫	12番	小 玉 智 和
不応招議員	なし			
出席議員	1番	星 和志	2番	小 椋 淑 孝
	3番	佐 藤 勤	4番	山名田 久美子
	5番	星 昌彦	6番	玉 川 邦 夫
	7番	佐 藤 盛 雄	8番	湯 田 純 朗
	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
	11番	星 輝 夫	12番	小 玉 智 和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番	湯 田 健 二	10番	星 能 哲
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長	星 學	副 町 長	玉 川 一 郎
	参事兼総務課長	室 井 哲	総合政策課長	玉 川 武 之
	税務課長兼会計管理者	佐 藤 貴 博	町民課長	只 浦 孝 行
	健康福祉課長	佐 藤 英 勝	農 林 課 長	湯 田 英 幸
	建設課長	猪 股 朋 弘	教育委員会教育長	湯 田 嘉 朗
	教育次長	湯 田 浩 光	農業委員会会長	星 正 喜
	農業委員会事務局長	大 竹 浩 二		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局 局長	荒 井 康 貴	書 記 室	室 井 徳 人
	書記	芳 賀 沼 崇 正		
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第2回下郷町議会定例会議事日程（第1号）

期日：令和4年6月8日（水）午前10時開会

開 会
開 議
諸般の報告

日程第 1

会議録署名議員の指名

9番 湯 田 健 二

10番 星 能 哲

日程第 2

会期の決定

日程第 3

町長提案理由の説明

日程第 4

請願・陳情

委員会付託

（総務文教常任委員会）

陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

日程第 5

休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。本日は6月の定例会、何かとお忙しい時節柄、本日は議員の方全員出席、また執行部の方、大変ご苦労さまでございます。

開会に先立ちましてご連絡申し上げます。本日の会議が散会后、全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回下郷町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会事務局長から諸般の報告を順次行います。

議会事務局長、荒井康貴君。

○議会事務局長（荒井康貴君） おはようございます。諸般の報告をいたします。

皆様のお手元に令和4年3月定例会から今定例会までの議員の皆様の活動状況を記載して配付してございます。

次に、令和4年4月1日付で小椋淑孝君、星昌彦君を議会広報常任委員会委員に、山名田久美子君を議会運営委員会委員に、下郷町議会委員会条例第5条第4項の規定に基づき議長が指名いたしましたので、ご報告いたします。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定による一般財団法人下郷町観光公社、南会津地方土地開発公社及び下郷町地域振興株式会社に係る財政状況に関する書類の提出がありましたので、お手元に配付してございます。

また、本年6月から令和5年3月までの議会行事予定一覧表、今定例会に説明員として出席されます執行機関の職氏名一覧表をお手元に配付してございます。

以上で諸般の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） これで諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において9番、湯田健二君及び10番、星能哲君を指名いたします。なお、両君には、今定例会の会議録についてのご署名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小玉智和君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの8日間と決定いたしました。

日程第3 町長提案理由の説明

○議長（小玉智和君） 日程第3、町長提案理由の説明を行います。

町長から提案理由の説明を求めます。なお、この際当局提案に係る議案を一括上程いたします。

町長、星學君。

○町長（星學君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和4年第2回下郷町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。

本定例会におきましては、報告1件、議案13件をご提案申し上げますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

初めに、町議会におかれましては、去る第1回定例会での構成替えにより、小玉智和議長、星輝夫副議長をはじめ、新たな体制でスタートされております。

また、小玉智和議長におかれましては、本年5月14日に南会津地方町村議会議長会会長に就任されました。

ここに、議員各位のますますのご活躍をご祈念申し上げますとともに、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするものであり、今後とも議会と行政が一体となって町民の皆様の負託に応え、未来創生交流のまちを築いてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、前町議会議員の室井亜男氏におかれましては、昭和51年以来44年の長きにわたり、町議会議員や町議会議長として町勢進展と住民福祉の向上に尽力され、地方自治の振興、発展に寄与されたその功績が認められ、地方自治功労者、福島県知事表彰を受賞されましたこと、誠におめでとうございませう。この場をお借りしまして、これまでの多大なるご功績とご苦勞に対し深甚なる敬意を表しますとともに、今後ともその豊かな経験を基に町勢進展のためお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

続いて、令和3年度消防功労者消防庁官表彰につきまして、町消防団の星清美団長が功労賞を受賞されました。この功労賞は、防火思想の普及、消防施設の整備、災害防御に関する対策、消防教育の実施について、その成績が特に優秀な消防吏員、消防団員及び消防教育職員に授与される表彰で、本町では初めての受賞となるものであります。このたびの受賞は、昨年度の町消防団の竿頭綬の受賞に続き、町政を預かる町長として大変心強い限りであります。この場をお借りしまして、皆様のご協力に対し深甚なる敬意を表しますとともに、今後とも地域防災の要として、町民各位の安全、安心を確保するため、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症についてであります。福島県内におきましては学校や児童施設、部活動の大会等での多くのクラスターが発生し、子供の感染割合が高い状態が続くなど、予断を許さない状況にあります。このため、福島県では子どもの感染

拡大防止重点対策の実施期間を6月12日まで延長し、家庭では検温をはじめ体調を確認し、喉の痛み、少しでも症状があるときは登校、登園は控えるよう呼びかけるなど、具体的な感染対策の取組をお願いし、その徹底に取り組むこととしております。本町におきましては、大型連休と前後し、感染の拡大が心配されましたが、現在新規感染者数も減少傾向にあることから、引き続き注視してまいりたいと考えているところであります。

また、政府は5月23日に新型コロナウイルス感染症対策の指針である基本的対処方針を改定し、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけには変更はないものの、野外では、2メートル以上の身体的距離を確保できる場合は、会話の有無を問わず着用の必要はないなどとする屋外でのマスク着用の考え方を示しました。

5月24日には、訪日観光再開に向け、観光庁などが実施する実証事業が始まり、効果的な感染防止対策の遵守方法や陽性者発生時を含む緊急時の対応、陽性者の発生状況などを検証することとしております。本町におきましても、小野岳山開きや100万年ウオークなど、感染対策を講じながら実施されたところであります。このように社会、経済の活動の再開に向け動き出しておりますが、このためには基本対策が肝要であり、皆様方におかれましては改めて感染防止対策の確認と徹底をお願い申し上げます。

なお、ワクチンの3回目の接種につきましては現在まで順調に進んでおり、町全体での接種率は7割を超え、また60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方などを対象とした4回目接種につきましては、希望する方が円滑に接種を受けることができるよう、所要額を専決処分により確保させていただきましたので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、ここで議会の皆様にご報告申し上げます。去る4月21日に古民家再生協会福島と包括的連携に関する協定を締結したところであります。この協定は、町及び古民家再生協会福島が包括的な連携、協力の下、空き家や古民家の適正な管理、発生抑制、活用などを通じ、地域の生活環境の保全や地域社会の持続可能な発展に寄与することを目的としたものであります。この協定締結を機に空き家や古民家の利活用を通じて移住、定住の促進や持続可能な社会の達成、地域の活性化などにつなげてまいりたいと考えております。

また、国が実施する野生鳥獣による農作物被害状況調査によりますと、南会津地方では農作物被害額のうちニホンザルとイノシシによる被害額は全体額の約7割を占めております。加えて、ニホンジカの生息数の増加及び生息域の拡大により、今後さらなる被害の増加が危惧される状況にあります。これら有害鳥獣による被害は、経済的な損失にとどまらず、農業生産意欲の減退による耕作放棄地の増加や過疎化の進行に拍車をかけるものであります。これらを踏まえ、去る4月27日には国、県の鳥獣被害対策事業について十分な予算を確保することなど、福島県南会津農林事務所への要望活動を行ってまいりました。あわせて、今定例会では喫緊の課題に対応するため、下郷町鳥獣被害対策協議会補助金を追加したくご提案申し上げますので、よろしく願いいたします。

なお、現在本年第1回定例会におきましてご決定を賜りました予算について順調に執行させていただいております。今後とも国、県の動向を注視しながら、町民各位の福祉

の増進に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げます報告1件、議案13件についてご説明を申し上げます。報告第2号 令和3年度下郷町一般会計繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。総務費では湯野上温泉駅前整備事業及び社会保障・税番号制度システム整備事業、民生費では住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、土木費では橋梁補修事業、湯野上橋、合わせて4事業で1億8,664万9,000円を令和4年度に繰り越したものであります。

議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、下郷町税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。改正の概要でございますが、現下の社会情勢等を踏まえ、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税の税負担の調整や個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うほか、所要の改正を行ったものであります。

議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）でございますが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されることに伴い、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。改正の概要でございますが、国民健康保険税の課税限度額の引上げに関し所要の改正を行ったものであります。

議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第9号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,263万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億2,732万8,000円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては地方譲与税、交付金等の額の確定により、また歳出につきましては新型コロナウイルス感染症関連予算等の事業費の確定に伴い、それぞれ予算の整理を行ったものであります。以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ402万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億8,790万円とするものであります。補正の概要でございますが、歳入につきましては県支出金及び国

庫支出金の額の確定により、また歳出につきましては保険給付費の額の確定により、それぞれ予算の整理を行ったものであります。以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第38号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第7号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第1号））でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,534万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億1,534万円とするものであります。補正の概要でございますが、本補正につきましては新型コロナウイルスワクチンの4回目接種であります。5月下旬からの接種開始を想定し、接種体制の確保に要する経費を措置したものであります。以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年4月28日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものであります。

議案第39号 監査委員の選任についてでございますが、代表監査委員であります渡部正晴氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、引き続き同氏を監査委員に選任したく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきご提案を申し上げます。渡部正晴氏におかれましては、財務管理、経営管理などに関し豊かな経験と専門的知識をお持ちの方であり、町代表監査委員として平成18年7月1日から現在まで4期16年にわたりその優れた識見で職務を全うしてこられました。これらのことから本町の監査委員として適任であると考え、議会の同意をお願いするものであります。

議案第40号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる国民健康保険税及び介護保険料の減免措置であります。令和4年度においても減免に要する費用について国の財政支援の対象とすることが示されたことから、減免の期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございますが、農業委員会における農地利用の最適化に向けた積極的な活動を推進するため、農業委員会会長及び委員並びに農地利用最適化推進委員に係る報酬額につきまして、農地利用最適化交付金を財源とする活動実績などに応じた能率額を加算して支給することができるよう本条例の一部を改正するものであります。

議案第42号 消防ポンプ積載車購入契約についてでございますが、現在下郷町消防団張平班に配備している消防ポンプ積載車につきまして、老朽化に伴う更新整備を図るものであります。去る4月28日、3者からなる指名競争入札の結果、会津若松市桜町2番41号、会津消防用品株式会社、代表取締役、佐瀬良一が1,232万円で落札いたしましたので、本契約を締結したく、議会の議決を求めるものであります。

議案第43号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,003万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ

46億2,537万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、コミュニティ助成事業や戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム改修事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業などに要する経費を計上し、また職員人件費につきましては人事異動等に伴い、今後の執行見込みに合わせて予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正についてご説明を申し上げます。議会費でございますが、総額で9万4,000円を増額するもので、議会運営委員会及び議会広報常任委員会の定数改正に伴い、費用弁償及び研修旅費につきましてその所要額を補正するものであります。

総務費でございますが、総額で1,976万5,000円を増額するものであります。企画費では、塩生区の公会堂整備に係るコミュニティ助成事業補助金を1,500万円計上し、これに伴い、歳入ではコミュニティ助成事業助成金を同額財源措置しております。

戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る戸籍システム改修委託料を1,159万3,000円計上し、これに伴い、歳入では社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金を986万3,000円財源措置しております。

民生費でございますが、総額で604万8,000円を増額するものであります。社会福祉総務費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る需用費や役務費、委託料及び負担金、補助金、交付金、合わせて757万7,000円を計上し、これに伴い、歳入では住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業費国庫補助金を同額財源措置しております。この事業につきましては、コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」におきまして、令和4年度分の住民税均等割が新たに非課税となった世帯等に対し、1世帯当たり10万円の給付を行うもので、令和3年度の住民税非課税世帯臨時特別給付金を先に受給した世帯は対象外となるものであります。

児童福祉総務費では、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る需用費、役務費、委託料及び負担金、補助金及び交付金、合わせて237万2,000円を計上し、これに伴い、歳入では子育て世帯生活支援特別給付金事業国庫補助金を同額財源措置をしております。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰などに直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付を行うものであります。

農林水産業費でございますが、総額で3,085万1,000円を増額するものであります。農業委員会費では、議案第41号でご説明申し上げました能率額349万5,000円を計上し、これに伴い、歳入では農地利用最適化交付金を349万4,000円財源措置しております。

農業振興費では、下郷町鳥獣被害対策協議会補助金を532万2,000円増額するものであります。行政区等の団体が実施する被害防止対策事業、電気柵などの整備に要する経費につきましては、下郷町鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、支援を行うこととしております。今般同交付金の内示を受け、現在要望を受けております11の地区に対し、昨年度の実績を踏まえ、1地区当たり80万円の補助額を確保するため、その所要額を補正するものであります。

商工費でございますが、総額で103万1,000円を増額するもので、観光費の修繕費につ

きましては今後の執行見込額を精査し、その所要額を計上するものであります。

土木費でございますが、総額で2,939万5,000円を減額するものであります。道路維持費については、除雪ドーザー更新に係る備品購入費2,935万4,000円を減額し、これに伴い、歳入では防災安全交付金事業国庫補助金を1,956万9,000円、過疎対策事業債を970万円それぞれ減額しております。この事業につきましては、現在の世界的な情勢から年度内の納車が困難な状況となってまいりました。そのために令和5年度に2,935万4,000円を限度とする債務負担行為を設定し、翌年度にわたる事業として実施したくご提案を申し上げます。

教育費でございますが、総額で883万5,000円を減額するものであります。雪害による三ツ井生活改善センターの屋根修復工事に係る集落集会施設等整備補助金や鳥居修景事業に係る大内宿保存整備事業補助金など、その所要額を追加で計上いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

公債費でございますが、総額で57万7,000円を減額するもので、平成23年度借入れの臨時財政対策債について、10年ごとの利率見直しにより、元金及び利子について所要の補正を行うものであります。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため、予備費を減額し、調整をしております。

議案第44号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,611万5,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、国民健康保険税及び国民健康保険事業費納付金の本算定並びに職員の人事異動に伴い、予算の整理を行うものであります。

議案第45号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,979万1,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、被保険者の資格異動に伴う保険料の歳出還付に関し、その所要額を計上するものであります。

議案第46号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、既決予算の総額から歳入歳出それぞれ153万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億9,582万2,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、職員の人事異動等に伴い、予算の整理を行うものであります。

以上、本定例会にご提案いたしました議案等についてご説明を申し上げます。詳細につきましては、後ほど所管課長等から説明させますので、慎重なる審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

発言の訂正について

○議長（小玉智和君） 町長、星學君。

○町長（星學君） 「住民税均等割が新たに非課税となった世帯に対し、1世帯当たり10万円の給付を行うもので、令和3年度の住民税非課税世帯等」と読み上げるところを「等」

を抜かしましたので、それを「等」と説明いたします。提案いたしますので、よろしくご理解ください。

日程第4 請願・陳情

○議長（小玉智和君） それでは、日程第4、請願・陳情を議題といたします。

この際、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第3号の件は、会議規則第36条の規定に基づき、朗読を省略したいと思います。お手元に配付した陳情書の写しにてご承知願います。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情の件を総務文教常任委員会に会議規則第87条及び90条の規定に基づき付託したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、さよう決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長（小玉智和君） 日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りします。6月9日及び10日は議案思考のため、6月11日は土曜日のため、6月12日は日曜日のため、それぞれ休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、6月9日、10日、11日及び12日の4日間を休会とすることに決定いたしました。再開本会議は6月13日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。（午前10時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月8日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和4年第2回下郷町議会定例会会議録第2号

招集年月日	令和4年6月8日			
本会議の会期	令和4年6月8日から6月15日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和4年6月13日	午前10時00分	議長 小玉智和
	散会	令和4年6月13日	午後0時00分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
欠席議員	なし			
会議録署名議員	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 佐藤貴博	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 佐藤英勝	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	農業委員会会長 星 正喜
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井康貴	書記 室井徳人		
	書記 芳賀沼崇正			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第2回下郷町議会定例会議事日程（第2号）

期日：令和4年6月13日（月）午前10時開議

開 議

日程第 1 一般質問

追加日程第 1 請願・陳情

委員会報告

（総務文教常任委員会）

陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情

追加日程第 2 休会の件

散 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

開会に先立ちましてご連絡を申し上げます。本日の会議が散会后、議会全員協議会を開かせていただきます。案件につきましては、お手元に配付されておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（小玉智和君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） 皆様、おはようございます。議席番号11番の星輝夫でございますけれども、一般質問を行わせていただきます。なお、今回従来型と違うということで困惑しておりますけれども、ひとつよろしく願いいたします。

まず初めに、大内宿入り口、大道通交差点改良について。平成27年から令和3年まで、県道改良工事について協議を行ってきました。平成31年2月13日、交差点改良計画の概要説明、小野集会所でありまして、1回目の図面の提示がありました。令和元年7月29日から8月30日、地質調査、ボーリング調査、令和2年6月29日、県から交差点改良、平面図の説明、小野集会所で2回目の図面の提示がありました。令和2年12月24日、事業説明会、令和3年8月25日、現地で境界立会い確認、その後物件調査に入ると説明がありましたが、いつ頃になるのか。町では、県と日程の協議を重ねているのか、当局にお伺いいたします。

それから、何年か前に県のほうから事業説明会がありました。令和4年度に用地買収、それに工事に入りたいと言われたのですけれども、まだいまだに進んでおりません。それから、また路線のところである空き家のうちがありまして、その空き家、今年に入りまして不動産に売ったと聞きまして、そして不動産が直したと聞いております。その点を報告いたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 11番、後から質問されたのは通告書以外のことなので、それは通告書以外は答弁できませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、町長、星學君。

○町長（星學君） 11番、星輝夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の大内宿入り口、大道通の交差点の改良についてでございますが、南会津建設事務所からの情報ですと、本箇所については過去様々な説明会等を経て、令和3年度に用地測量業務委託が発注され、境界立会いを実施して丈量図が完成したところで

す。その上で、同年度の物件調査業務を発注し、3件分の調査が行われ、うち1名の権利者との契約を行ったと聞いております。令和4年度につきましては、ご了解をいただいた上で残り3件分の物件調査を実施して、権利者との交渉を開始したいと伺っております。業務は発注者である南会津建設事務所側で進められますので、町に関係する必要事項の協議以外に工程などの業務の詳細事項に関する町との協議は行われません。今後も町といたしましては、協力すべきことは協力した上で、県に対して早期の工事着手と事業完成に向けて要望してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○11番（星輝夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、2つ目の質問をお願いいたします。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、2つ目の質問をさせていただきます。

町民体育館と江川分館の渡り廊下及び町内の学童施設について。令和4年3月の定例会で、次年度の予算に渡り廊下の解体予算が計上されておりました。この工事の完了はいつ頃の予定で、工事後江川分館は有事の際の避難所としての役割を果たせるようになるのかお尋ねいたします。

また、町内の学童施設についても、児童が安心、安全に過ごせるよう、老朽化設備の更新、安全対策の見直し等を行っているのかを併せてお尋ねいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2点目の町民体育館と江川分館の渡り廊下についてのご質問でございますが、令和4年度の当初予算におきまして公民館渡り廊下等解体設計業務委託料を計上しております。その主な内容としましては、町民体育館と公民館を結ぶ渡り廊下について、解体費用の算出のため設計業務を委託するものであります。したがって、解体工事につきましては設計額が確定次第、財源を確保した上で工事を進める予定にしております。なお、工事の完了時期につきましては現在のところ未定ではございますが、できるだけ速やかに対応してまいりたいと考えております。公民館の避難所としての役割につきましては、昭和58年に建てられた公民館ですので、耐震化の機能が確保されております。和室等もあることから避難所として使用することが可能であります。隣接する町民体育館が耐震基準に適合していないため、地震の影響により使用できないおそれが考えられますので、一時避難所として使用してまいりたいと考えております。

次の質問の町内学童施設について、老朽化対策や安全対策などの見直しを行っているのかという質問でございますが、町内の学校教育施設につきましては耐震基準を満たしていなかった檜原小学校体育館と下郷中学校校舎及び体育館の耐震補強工事を平成27年度までに完了しております。町内の小中学校全ての施設については、耐震化構造となっております。ただし、校舎の完成時期が下郷中学校は昭和49年、檜原小学校は昭和52年、旭田小学校は昭和61年、江川小学校は平成2年となっておりますので、いずれの学校も校舎や体育館あるいは遊具施設など、施設の老朽化が進んでいる状況でございます。そ

の対策としまして、設備や遊具などの安全点検を毎年定期的を実施し、適切な教育施設の維持管理に努めながら改修工事や更新工事を行っているところでございます。昨年度の大きな事業としましては、下郷中学校特別教室LED化工事を実施しました。また、本年度も檜原小学校体育館の照明改修工事、檜原小学校のプール配管漏水工事、旭田小学校と江川小学校の鉄棒更新工事など予算を計上し、教育環境の充実化と安全対策に努めております。また、細かな部分の修繕につきましても可能な限り迅速に対応し、子供たちのよりよい学習環境づくりに努めてまいりますので、よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

○11番（星輝夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、3番目の質問をお願い申し上げます。

11番、星輝夫君。

○11番（星輝夫君） それでは、3番目の質問をさせていただきます。

シルバー人材センターについて。近年退職年齢が引き上げられるなどの高齢者の働き方改革も進められております。本町でもシルバー人材センター等の設置を検討し、草刈りや清掃等の業務を行っていただければいかがでしょうか。本町にも元気な高齢者が大勢いると思います。元気で活力のある高齢者が輝く老後をつくっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 3番目のシルバー人材センターについてでございますが、ご質問のありましたシルバー人材センターにつきましては経験と知識が豊富な定年退職者世代の人材を会員登録し、その方々に臨時的、短期的な業務をお願いすることで様々な社会参加の機会を設け、生きがいのある生活の実現と地域社会の活性化を目指すものとされております。近隣では、南会津町でこのような取組が実施されておまして、公的機関や各種企業、一般家庭などから依頼を受けて草刈り作業や庭の剪定作業など、様々な業務に当たられているようでございます。本町におきましては、以前下郷町シルバー人材センターが平成14年8月1日に組織され、活動しておりましたが、平成17年2月頃解散した経緯がございます。このような経緯の中で再度組織づくりをする場合、幾つかの課題が考えられます。その1つ目は、作業員となる会員登録者の確保でございます。この取組は、あくまで生きがいを得るための就業を目的としておりますので、一定した収入は保証できないことをご理解いただいた上で人材の確保をする必要がございます。2つ目には、需要の問題でございます。町内の需要状況を見ますと、草刈りと軽作業については隣近所や親戚づき合い等の良好なコミュニティ機能が働いており、仮にシルバー人材センターに有料で作業を依頼する場合は果たしてどの程度の需要が見込まれるか、この点を慎重に検討しなければならないと思っております。次に、3つ目にはシルバー人材センターの運営面でございます。センターを運営するとなれば専属の事務局職員を確保し

なければなりませんので、様々な経常的経費が発生してまいります。以上のような幾つかの課題がございます。しかしながら、町として高齢者の方に就労の場の提供という観点から有効な施策でありますので、慎重に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありますか。

○11番（星輝夫君） ありません。

○議長（小玉智和君） これで11番、星輝夫君の一般質問を終わります。

次に、2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 議席番号2番、小椋淑孝、一般質問をさせていただきます。

1点、観光についてのご質問です。今の日本国内では、コロナ禍で厳しく制限されての行動を余儀なくされていましたが、今年のゴールデンウィークからは制限なしで移動することが可能となり、不安されていたコロナ感染拡大も若干影響がありましたが、現在は減少傾向に向いていると国の発表もあったところでもあります。当町にとっても観光客が戻りつつあり、小野岳の山開きや100万年ウォークと昨年度まで中止していたイベントも開催されて、活気が出始まったと思っております。しかしながら、以前のような大型バスを使用している観光ツアーはまだまだ少なく、自家用車を利用しているのが現状であるように思われます。そこでお伺いしますが、コロナ禍で自家用車を利用して出かけることが多くなり、キャンピングカーを利用する人が増えていることをご存じでしょうか。密を避けて、自分たちで場所を借りて過ごすRVパークが人気で、利用者が年々増加していると聞いております。新たな観光資源の発掘を考えますと、時代のニーズに合ったものをつくることも観光客誘致につながるのではないかと考えますが、町長のお考えをお伺いします。

以上、1点でございます。ご答弁よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋淑孝議員のご質問にお答えします。

観光についてでございますが、議員お示しのRVパークは3密を避け、キャンピングカーなどの自家用車でお出かけになるお客様にとっては非常に魅力的な施設の一つであり、まさにコロナ禍時代の中でのニーズの高まりに沿った施設であると考えております。いずれにしましても、時代のニーズに合った施設であるRVパークは需要も高いのではないかと考えますが、民間事業者に実施していただく方法がございますが、今後会津縦貫南道路の開通により新たな観光需要の高まりに併せ、町の施設などにそういった機能を持たせたスペースを改修するなどの方策も考えられますので、実施可能かどうか今後検討してまいりたいと思っております。日本のRV協会が認定したRVパークの定義については、1つは4メートル掛ける7メートル程度の駐車スペース、1週間程度の滞在が可能になるスペース、3番目は24時間利用可能なトイレが設置、4番目として100ボルト電源の使用可能なところ、5番目として入浴施設が施設内または15キロ圏内にあること、また6番目としてごみ処理が可能なところ、7番目として入退制限が緩やかで予約が

必要でないこと、8番目としてRVパークの看板を設置することというような定義がございしますので、これらの定義を踏まえながら実施可能かどうか今後検討してまいりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） 再質問ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再質問させていただきます。

まず、やはりコロナ禍であって、団体客のツアー等がなくなって、観光を売りとしている町内ではただ困っている人たちがいるというのも町長もご存じだと思いますが、このRVパーク、私が今回ご質問したのは、やはり近隣市町村でつくっている、これは一考に言えば猪苗代町の道の駅であったり、南会津町の道の駅、利用促進も含めた対策でつくってあるというふうにもお伺いしております。この秋には、お隣美里町にも施設ができるという話も聞いておまして、確かに今おっしゃられましたRVパークの定義、私も調べましたので存じ上げております。下郷町内にとっても、道の駅であれば24時間トイレもありますので、十分道の駅の利用もアップするのではないかとこの気持ちで考えましてご質問しましたが、逆に物産館、こういうところにできた場合、入浴施設となれば近くに湯野上温泉があります。温泉のいいところもPRできるのではないかと、それが今度は泊まるお客さんの誘客にもつながるのではないかと。また、このRVパークを拠点に南会津、または会津地方、いろいろお客さん回ってもらって観光してもらえ、その拠点にもなるのではないかとこのように考えております。

私、知人にやはりキャンピングカーを持っていらっしゃる東京の方がいまして、そのお客さん毎週のように、コロナ禍になってからは今はそう頻繁には来れないのですが、来ておまして、中山地区、確かに何も無い地区なのでございますが、花の郷公園、そこにはトイレもありまして、週末は三彩館という食堂も近くでございます。そこを利用して、南会津、檜枝岐村だったり、観光に行ったりしている。そういうときに、こういう場所がもう少し多くあればいいねというふうには言われました。中山地区にとっては、お客さんとして来てくれて、その人はキャンピングカーなのですが、自分で発電機を持ってきてやっているというのが現状なので、こういうRVパークがあったら、もう少しお客さんが来て滞在が増えればそれだけ町に落ちるお金も増えるのではないかと、このように考えまして私質問しました。今後検討されるという中で、やはり滞在していただく期間が長くなれば町内で利用するお店だったりも増えるのではないかと、このように考えます。その辺でもう一回ご質問しますので、よろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番、小椋議員の再質問にお答えします。

RVパークの設置については、非常に私も関心があります。私は、この議会始まる前に観光公社の事務局長とお話ししたことがございます。4月当初か5月頃だと思っておりますけれども、町の施設においてもそういうキャンピングカーが設置できて利用できる場所があると思うので、検討してくれないかというようなことも事前にしゃべっておきま

したけれども、これは左走の養鱒センター内にある。ここですと釣堀センターの下のほうに昔キャンプ場がありましたので、その部分もありますし、上流部分については昔県の施設であったところが空いていますので、そうしたところを整備することによってスムーズにその定義と言われる場合の設置が可能であると私は考えております。また、物産館や三彩館ということも検討はしなくてはならないですが、100ボルトの電源使用可能とかということになると、やっぱりそれを駐車場を壊して電源設置、水道管の設置をして水を提供するというようなことも必要になってくるので、いろいろとこの辺を実施するに当たっては可能かどうかということと、近隣に人家があるということがやっぱり一番心配な点がある。以前自動車が止まってエンジンをかけながら就眠していたというようなことで、非常に町のほうに苦情が入っていたことも事実でございますので、その辺を注意しながら考えていく必要があると思います。そんなことを検討しながら、やはりスムーズな方法で実施できるような場所があれば実施していく必要があると私は今の段階で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問の前に、町長、大変申し訳ありません。一問の場合は従来どおりの質問ということで、自席でやるようになっていきますので、よろしく願い申し上げます。

再々質問はありますか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 再々質問をします。

町長、ご答弁ありがとうございました。町長も関心があるとおっしゃっておいりましたので、やはり少しでも下郷町にお客さんが来るようにするにはどうしたらいいか。本当にコロナ禍で状況が一変してしましまして、こういうお客さんも増えているのが事実でございます。近隣市町村でまた新たに造っているのも新聞等でも発表しているので、町長もご存じだと思いますが、やはり少しでも下郷町に長く滞在してもらえれば、利用してくれるお客さんが食堂であったり、旅館のお風呂であったりというものも利用してくれるのではないかと私は考えています。ですので、湯野上温泉に関して言えば、宿泊だけではなく、日帰りで対応できるようなことも今後考えられるのではないかと。そうしたならば少しでもお金になるというふうに考えますので、こういう質問をさせていただきました。ですから、観光資源の発掘、確かに新しいところを考えるのも必要ではあると思うのですが、こういうふうに人工的に利用者が増えているものを造るのも一つの手だと考えております。そのときに、やはりあるのとないのでは町に来る人、来ない人はっきりしてしまいます。やはり来てもらうために、こういう利用を促進できるものが先にあれば利用してくれるお客さんが来て、そこで滞在し、下郷町のいいところもほかに行ったときにPRしてもらえる、そういうふうに考えますので、これは一つ要望といたしまして、町長にこういうことが大事ではないかと思っておりますので、お願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 2番の小椋議員の再々質問にお答えしますけれども、私今年の連休に大川ふるさと公園のキャンプ場を視察しました。コロナ禍ではあっても、4月から5月の間、特に連休間にはかなりのキャンピングカーが何台かありました。いっぱい利用していました。4月から5月で185名の数字が数えられましたけれども、1台3人乗ってきたか、あるいは4名乗ってきたかに例えても、61台とか、46台4名、これをやはり日数で割ってみると20日間、40日はやっぱり6台ぐらひは必要なのです。大川ふるさと公園のキャンプ場でも。あそこは風呂場がないのです。シャワーつける必要がある。トイレはあるのです。そういうコインシャワーみたいのを造ることも必要ではないかと私は考えました、そのとき。過去を遡って利用を見ると、令和3年度は537名。これ案外コロナ禍の中でも537名。これは年間ですから。それから、令和2年度は330名。これはコロナ感染者が多くなってきた年なので、その数字なのかなと。3年度はちょっと安心したせいがあるのかなと。令和元年ですと986名も利用している。ですから、こういう需要が多い、ましてや使用料が安いということになれば、コインのシャワー室なんかを造ることによってそれなりの収入も得られるのではないかと思いますので、そうしたところも検討しなくてはならない。やっぱり近隣住民に迷惑をかけないというのが大前提で、定義は定義として再確認はしますけれども、やっぱりどうしてもお酒が入ったりする場合もあります。そうしたことのないように、やっぱり近隣住民に迷惑かけないような方法で設置場所を検討していくということが必要ではないかと思いますし、PR効果も、やはり大川ふるさと公園は利用料金が安いということで評判がいいのです。だから、こういう年間を通じて1,000名近くも利用されているのではないかと思いますので、その辺を踏まえながら、また別の場所も考えながら設置の方向で検討に入りたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○2番（小椋淑孝君） ありません。

○議長（小玉智和君） それでは、これで2番、小椋淑孝君の一般質問を終わります。

次に、1番、星和志君。

○1番（星和志君） 議席番号1番、星和志、一般質問をさせていただきます。

1問だけ質問させていただきます。少子高齢化と定住促進について。現在どこの町でも少子高齢化と移住、定住が重大な課題となっております。本町も様々な施策を行っていますが、どこの町でも行っているような施策ばかりであることが問題だと感じました。ほかの町と同じであれば、わざわざ下郷町に住む必要はなくなります。予算を配るだけの施策ではなく、住民が参加し、税金を少しでも多く納税されるような施策があってもよいのではないのでしょうか。例を挙げますと、シルバー人材センターの設置により、まだまだ働ける高齢者が生き生き働き、稼ぐ場をつくることや、移住、定住したい若者には町独自の起業者支援補助をするなど、この地で仕事をしながら楽しく生きていけるような施策があれば、そこには人が集まり、おのずと町民が町をつくっていくと考えます。そうならば、DX、デジタルトランスフォーメーションのシステムも必要になってくる

など、今本町がやらなければならないことも見えてくるのではないのでしょうか。慣例的な手法やお金を配るだけの手法だけでは事は何も進まず、衰退する一方になり、現在本町もその状態にあると考えます。やる気のある人や企業、事業にお金を支援していくこと、これが本来の姿であり、活気をつくっていくことになり、さらに少子高齢化対策や定住促進につながると思います。町長の今後の挑戦する下郷、町民参加型のまちづくりの展望、ストーリーをお聞かせください。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1番、星和志議員のご質問にお答えします。

少子高齢化と定住促進についてでございますが、今後の挑戦する下郷、町民参加型のまちづくりの展望、ストーリーにつきましては、議員の皆様や町民の方にもご参加いただき策定しました第6次下郷町総合計画にもありますとおり、認め合い、支え合い、つながり、創造する、未来への責任を持つ、まちづくりの基本的な考え方としております。議員のおただしのとおり、地域の課題や住民ニーズが複雑多様化する中で行政からの一方的な住民サービスの提供では地域を活性化させることは難しく、行政と住民の協働により少子高齢化対策や定住促進のための施策を推進しなければずっと住み続けたいと思える町は実現しないものと考えております。また、やる気のある人や企業への支援が必要であるとの思いは私も同じであります。今もなお新型コロナウイルスによる経済の影響は大きい。住む人々の生活を支える、このことを最優先に支援策を行っているところでございます。ご理解をいただきたい。

しかしながら、世の中の新型コロナウイルスの認識や国の方向性も変化しており、ウィズコロナが提唱され、生活支援と並行して社会経済活動の再開、活性化が強く期待されるのも事実でございます。経済活動の再開や活性化を後押しする企業への支援につきましては、商工会と町が連携して実施する企業セミナーの開催や事業後継者支援といたしまして事業継続者への相談、経営計画の策定の支援がでございます。また、小規模事業者への支援といたしまして、年間を通しての国、県補助金の申請の相談を受け付けておりますので、町といたしいたしましてもこれらの事業の活用等について関係団体と協力して周知してまいりたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

また、町民主体による地域活力の創出という意味では、町独自の施策として未来創生ふるさと町づくりの支援事業を展開してございます。本事業は住民が自ら地域の未来を考え、その実現に向けて実施する地域の特色を生かした住民主体のまちづくりを支援するものとして創設し、地域の伝統行事の復活や充実、地域で新たに実施するイベント等に活用するのができるものでございます。本事業は、地域の活性化につながることを期待されますので、各行政区へ積極的な活用を働きかけてまいりたいと考えております。当面コロナウイルス感染者数は減少傾向にあるものの、終息の兆しは見えない状況でありますので、住民の生命を第一に生活支援と並行して総合計画に記載した事業の実現に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。ま

た、議員がおただしのようにやる気のある人、企業、事業に支援することは必要と考えておりますので、今後も各方面からの整備、整理を検討させていただきたいと思っております。

○議長（小玉智和君） 再質問はありませんか。

1 番、星和志君。

○1 番（星和志君） 再質問させていただきます。

町長の前向きな意見、頼もしくあります。それで、やはり施策が毎年同じで、効果検証などされていないので、毎年変わらない施策になっていると私は感じております。こういった既得権益から脱却しなければ、常識は毎年、毎日変わるので、そこは毎年度、毎年度見直しを図っていただきたいと思います。急には多分それには対応できないと思いますので、そういったときに外部の人材や専門員などを活用すればいいと考えます。それには企業版ふるさと納税とか、県の支援プログラムとか、そういったものを活用すれば町の予算もなるべく使わないで行えるのかと考えます。そして、そういったことをしてよりよい町にしていく上で、結果DXなどを使い、行政サービスを向上させていくのだと思います。そして、輝夫議員や小椋議員の言ったシルバー人材やRVパーク、そういったものも行政でやるのではなく、民間になるべく振って、民間といっても下郷町の人を使うとかではなく、日本全国から公募してできる人を経営させなければ結果が伴わないので、町の人材を使うとか、そういったことに固執せず、大きな範囲で考えていければ成功率も上がるのではないかと思います。質問としましては、現在外部人材や専門員の活用や公募は行っているのかお聞きしたいです。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 1 番の和志議員の再質問にお答えしますが、施策が毎年同じではないかというような質問ですけれども、これは6次総合計画が5年間ということでございますので、その5年間の中で6次総合計画の実現に向かって今進めているところでございまして、それで毎年重点事業の政策を皆さんにお渡ししているわけです。だから、施策が毎年同じということは、私からすればちょっとどうなのかなという、その質問に対してちょっと考えますけれども、いずれにしても重点事業の総括表を見ていただいても、予算上においても毎年変わっているわけです。進歩している、あるいは予算の増減関係が出てきている。いろいろな面の事業も展開するようになっていくということが施策の6次総合計画の中で予算を取りながら重点事業を進めているわけですので、見直しということになれば、これは決めていただいたものを見直さなければならない、総合計画を、そういうことになりますので、その辺は理解していただかないと、新たに重点事業というのは緊急の場合についてはそうした町内の有識者会議の皆さんや何かに会議を開いてご提案をいただいて、そういうものを実施すべきものは実施していくということになるかと思っておりますので、その辺は整理させていただきたいと思っております。

それから、外部の人を入れてはどうかと、当然だと思いますが、外部の人を招きなが

ら、そうした町の施策について考えていただくということも必要かと思いますが、過去にはそうした例もございますので、その辺の活用も視野に入れながら、今後の最終年、来年、6年度までその中には事業の展開としてそうした部分についての講師派遣あるいは講師などが必要とすれば講演というものも必要だと思います。あと、企業版の支援、それは国、県からの支援は、私は補助事業をやる、助成事業を使ってやることは今までやってきたつもりですから、企業版というのはなかなか大変で、ふるさと納税もちょっと令和3年度は少なくなっていましたので、もう少し力を入れてやっていかないと増えないであろうということを考えまして、またいろいろなことを町民の皆さんから出し合っていていただいて宣伝していくということであれば、もう少しふるさと納税が増えるのではないかと期待はしていますけれども、頑張っていていきたいと。

それから、シルバー人材センターについては、11番の星議員にも答弁したとおりでございますが、民間活用、これは非常によいことですが、やはり事務的なことが一番引っかかってしまうのです。当時つくったときも事務を執る人がいなくて困ったということで、仕事面もまだなかったもので、どうしようもなかったのですが、その辺のシルバー人材センターの民間はいいのですが、民間でやった場合はそうした過去の例が残ってしまう。ですから、その辺を予算の許す限りの範囲でどのくらいなのかと、この事務を執ることが、どういうものが必要なのかということをもっと再検討しないと、以前やった経過の中。そういうことを考えながら進めないと、なかなかまた何もできないで終わってしまうという結果になりますので、そのことのないようにするためにはその辺を整理していく必要があるのではないかと。

それから、施策の関係のRVパークの関係も民間というわけにもいかないと思うのです。やっぱり民間の場合は、資本を出して民間にやらせるということはなかなかできないし、やはり町が実施して、そしてそれを利用していただくということが理想ではないか。民間制度を活用するとなれば、参入する人はいっぱいいます。しかし、それは争いの元になってしまうので、これはやっぱり私は考えるべきではないと、こう思っています。ですから、民間でやっていただくならば、民間でなくて町がタッチしないでやる分にはそれは構いませんけれども、あらゆる問題が出てきます。やっぱり民間やった場合。この福島民報の記事を見てみますと、仮にのことなのですが、そこで民間の住宅が写っているのです。そうするとRV車がそこにキャンプ張っていて、民家があるとなれば、それは夜どうなるのかなというその疑問を持ったのはこの記事を見て感じました。だから、そうしたものを考えていくと、民間の進出によるものはなかなか考えにくい。この写真を見る限りはそう感じた。新聞記事、ここにRV車が止まっていて、その後ろに建物が幾つもあるということになると、やっぱり苦情が来ます。民間はどこでもやります。しかし、そういうわけにいかない。町が責任を持ってやらなければやっぱり駄目だ。だから、大川ふるさと公園なんかは安い料金で年間1,000人近く利用するということになるということになってきますので。

それから、町の人材を利用しないで、専門的な、これは先ほど企業版の関係からも全国公募して人材来ていただくということについては、やはり要綱等をしっかりつけて、

そして講師用にするのか、それを年間通じてやっていただくのかということを考えないと、予算だけ取って何もできないということになるし、相手の方もいますし、そうした面はやはり十分に気をつけてやらないと。事業そのものは、やっぱり町の事業についてやっぱり町でやらないと、入札行為というのがあるわけだ、事業、ハード面では。人材については、予算を取って要綱をつくれれば来ていただけます。しかし、ハード面についてはやはり指名委員会を通じて申請をしていただいて、その中で選んでいただくということ以外ないのです。だから、現実的にオープン形ではしていただけれども、県なんかやっぱり地域に絞り、またその地域に絞ってきたということが過去の例からしてあるわけです。ですから、そういうオープン参加も必要だけれども、地域の経済を活性化するためにはそのようにするのが私は下郷町に合ったやり方だと思っておりますので、よろしくご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君） 再々質問させていただきます。

5年間第6次総合計画決まっているとあるのですが、これは決まったならば効果検証し、毎年更新というか、見直しとかはできないということなのでしょうか。

あと、企業版ふるさと納税というのは、こちらはコンサルタント業とか、専門的知識、ノウハウを有する企業の人材を地方公共団体へ派遣することで活用できる企業版のふるさと納税のことなのでありますが、こちらは企業側の経費が9割控除されるというメリットがあるので、こういったものを使い、町を盛り立てていくのもよいのではないかと思います、公募しているのかどうかお聞きしたかったです。

あと、やっぱり官民連携の事業だと事務処理が問題でやる人がいないとありましたが、こちらでも全国から公募すれば人材は幾らでもいると思うので、そこも積極的に外部の人材を取り入れ、経営のプロを雇えば問題がなくなっていくと考えます。これらは、全部の問題に精通していると思います。なので、やはり人材が少ないこの町で活性化していくには、町外、県外の優秀な経営者が必要だと思います。リーダーが必要だと思います。それなので、どんどん活用していただきたいです。

あと、行政側だけの施策の立案では物足りない部分も出てくると思うので、町民や企業などとの対話で起こる施策の創生、予算を立てていただけたら、また新しい下郷町、挑戦する下郷町に近づけるのかと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 星議員の再々質問ですが、6次総合計画については、今まで5次までは見直し、検討をして、それから6次総合計画に入っているわけで、10年間だったのを5年間にしようというように始まっておりますけれども、総合的な計画についての見直しについては十分に検討して実施するという事は可能でありますので、あくまでもこ

の6次総合計画の中で進めなければならないということではないのです。そもそも計画を大枠に沿ってある。大枠の政策の計画、基本目標はそういうものになっていますから、その中身についての再検討ということは年間を通じてやっぱりやっていけばいいのではないかと。この辺は、総合政策課でもそのように進めるべきだと私は思っていますので、指示はいたします。

それから、企業版ふるさと納税の公募をしているか、これは当然やっていますので、令和3年度でも企業版のふるさと納税は2件ありました。そんなことで公募はしていますので、ぜひとも企業版ふるさと納税にお願いしたいと、こう思っております。

それから、民間登用は全国が公募するという事は、それは確かに理想でございます。それは、民間登用しても、やはり公募して、例えばふるさと協力隊でも公募してもなかなか出てこないというのが現実でございますので、いろいろな企画面で出していただくということになれば、やはり先ほども言ったように町の入札参加願を出している業者さんの中の企画だとか、そういう企画会社だとかということにやっぱり落ちてしまうと。公募してやるということは、条例なり要綱を変えながらやらないと町民の人に理解が得られない、実際。何でこういうことをやるのに、何だ、こういうことを頼むのだということになりかねませんので、一時的に第6次総合計画、あるいは第7次になろうかと思いますが、そのときにはこういう先生へ来てもらってやったらどうですかなんていうことはできますし、6次総合計画の見直しについてもそうした先生方を呼んで、あるいは県のアドバイザー的な先生を呼んで見直しをかけていくということも必要かと思えます。

それから、いわゆる行政施策についての町民の創生については、有識者会議では議員の方が入っている、あとは町民の方も入って開きながら、第6次総合計画はつくって進むのですが、そうした声を反映すべく、内容を充実していきたいと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありますか。

○1番（星和志君） 1点、企業版ふるさと納税2件来た結果ってどうだったのですか。

○議長（小玉智和君） それでは、町長。

（何事か声あり）

○1番（星和志君） ちなみに、内容って。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

○町長（星學君） 会津若松市の企業さんで100万円、それから十文字には住所ないのだけれども、茨城県の企業、そういう方ございまして、2件だと思います。ただ、金額の少ないのはない。

（「ないです」の声あり）

○町長（星學君） 2件です。

○議長（小玉智和君） いいですか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君）　そこで専門的知識とかノウハウを教えてくれるみたいな交換はなかったのですか。これが、企業版ふるさと納税の意義が、1,000万円なら1,000万円、その中でそこで町のコンサルティングや専門的こと、ICTとか教えたり、そういったのが企業版ふるさと納税の……中身はただの寄附だけで終わったということですか。

○議長（小玉智和君）　町長、星學君。

○町長（星學君）　何回もあれなのだけれども、それはできていますから企業版ふるさと納税の要綱、パンフレットってあれだけれども、要綱版がありますので、それは総合政策課に取ってありますから、それを見ていただければあらゆる内容は。

○議長（小玉智和君）　答弁を求めます。

総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君）　1番、星和志議員のご質問にお答えしたいと思います。

企業版ふるさと納税ですが、今ほど概要を町長が申したとおり、町の発展に寄与したいという事業者が、金額は申しませんが、少額から大きな額に対して下郷町さんにどうぞという形で納税寄附、寄附をするのが企業版ふるさと納税ですので、それに対して何かの事業が今くっついてくるというようなものではございません。当然納税した企業は、今言ったように9割の控除関係受けられますので、企業さんもメリットありますし、そのお金をもらった町もそれを事業化していけば何らかの形が出てくるという形になってきますので、今のところそのお金を使ってこの事業をやりますというところにはまだ至っていないのが実情です。ただ、今後企業版ふるさと納税随分周知されてきましたので、例えば本社機能が町に、本社は県外ですが、町に出先がある企業さんについては今町長おっしゃったように、どうぞ使っていただけないですかねということでご周知はしています。今後その金額がなってくれば、いろんな事業に活用するというのは今後の検討課題の一つにはなってくると思いますので、その際にいろんな形のアドバイスを受たり、企業さんからの何かプレゼンを受けたりということも中身としては出てくるのかなというふうに捉えておりますので、今現在の中身と今後の展開という部分でちょっとその辺は分けて考えていただければ助かるかなと思います。そんな形です。

○議長（小玉智和君）　いいですか。

1番、星和志君。

○1番（星和志君）　はい。

○議長（小玉智和君）　これで1番、星和志君の一般質問を終わります。

それでは、ただいまより休憩いたします。再開は11時20分といたします。（午前11時10分）

○議長（小玉智和君）　それでは、再開いたします。（午前11時20分）

次に、6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君）　議席番号6番、玉川邦夫でございます。通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、第1の大きな柱をご質問申し上げます。空き家利活用の新たな取組と題しまし

て、新聞紙上及び広報しもごう6月号に空き家利活用という見出しで古民家再生協会福島と協定書が交わされた内容が掲載されました。県内でも郡山市、石川町に続く非常に積極的な施策ということですが、身近な事例も少ないことから4点について町長にお伺いします。

まず、1点、空き家の有効活用はどこの自治体も早々に、むしろ本町より早くから空き家バンク等を立ち上げ、頑張っているように思われます。そうした状況の中、慎重派の本町はどんな経緯を経て再生協会福島との締結に至ったのかお伺いします。

2つ目に、古民家再生協会では古民家とは伝統的工法で建築された築50年以上の建築物が対象になるということで、かなり限定しています。私たちが捉えてきた空き家とは区分けして考えるということでしょうか。なお、現在該当されている本町での古民家は幾つくらいあるのか、データがありましたら教えてください。

3つ目として、古民家再生協会福島は全国的組織と伺っていますが、締結によってどんな目に見える支援策が期待できるのか。また、コンサルティング料や会費等で年間どの程度の予算を伴うのかお尋ねします。

4つ目としまして、締結による町独自の補助金制度を盛り込んだ新たな法の整備は行われるのか。また、先日の回覧文書にあった除却支援事業補助金との関連性はあるのか伺います。

以上、ご回答をよろしくお願ひします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番、玉川邦男議員のご質問にお答えします。

一般社団法人全国古民家再生協会は2015年に設立され、現在では福島県をはじめとする各自治体70の支部を有しており、2022年3月現在では全国各地で45自治体と連携協定を結び、空き家や古民家の発生抑制、利活用などを積極的に推進し、地域の活性化に貢献しているところであります。また、支部である古民家再生協会福島は福島県全域で空き家や古民家に関する相談や古民家の認定、耐震診断といった事業を展開しており、令和2年12月に地域再生推進法人の県内第1号として福島県の指定を受け、県内各市町村への支援を行っているところでございます。これまでの経緯でございますが、古民家再生協会福島では当町との連携協定以前に独自に野岩会津鉄道区間においての空き家、古民家を利用し活用した地域支援事業を展開するふるさと鉄道DMC構想を検討しており、本町も含めた沿線市町村とは各種勉強会等を通じて意見交換を重ねてまいりました。本町におきましても、さきの下郷町空家等対策協議会において、昨年12月と本年3月に古民家再生協会の取組事例の紹介や本連携協定締結に向けた説明会を実施していただきました。町といたしましても空き家対策は重要な課題の一つと捉えておりますので、事業には豊富な知識や専門性が不可欠であることと実感していたところであります。それらを有する古民家再生協会福島との協定は民間活力を活用した民間連携による空き家対策事業や地方創生、地域の活性化に大きく貢献するものと考え、このたび連携協定を締結に至った次第でございます。

②の古民家と空き家の考え方についてでございますが、連携協定の中では空き家及び古民家を利用した移住、定住の推進や地域の活性化、情報の共有、人材の育成、さらには空き家の発生抑制、古民家の保全、再生としており、幅広い空家対策事業や古民家再生を通じた地域生活環境の保全と地域社会の持続可能な展開を目的としておりますので、事業展開の中で空き家限定とか古民家が対象とか限定しているものではございません。なお、町内の古民家数という実数データはございませんが、町内には中山間における農山村特有の伝統工法による農家建築は多数残っているものと考えます。

次に、③番目、④番目のおただしの補助支援策や予算の関係でございますが、現在のところ空き家の再生抑制につながる取組としまして空き家対策事業や古民家活用セミナーの開催など検討していく考えであります。今後の展開については同協会と協議、検討してまいりたいと思います。また、現在のところは締結に伴うコンサルティング料や会費等は発生しておりません。さきの除去支援事業実施と協定締結は関連性はございませんので、ご理解をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（小玉智和君） 再質問はありますか。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。再質問させていただきます。

1番目は、そうしますと今までの、先ほど話題になりましたが、長期総合計画にはちょっと言葉探したのですけれども、なかったのですけれども、この言葉は言葉ですので、いろんな変わっていく部分もあるのでしょうかけれども、過疎地域維持的発展、昨年度夏ご説明いただいた。あの中には定住、移住という言葉があるので、そこの事業というふうに捉えていいのかなというふうに今感じ取りました。そこで、これは確認です。町長さん、そうするとこの事業はコンセプトとして町並みを保存する環境づくり、あと古民家を通して地域活性化、これを本腰でやってみたいというお気持ちがあるのかどうか、あるのだらうと、これを確認したいと思います。

それから、2つ目はかなり限定的という……要するに50年というのは、いろいろ考えて我が家も50年に、ちょっと壊してから50年近くなるわけですが、多分伝統工法からちょっともう外れますが、本町には70年、80年、あるいは明治からの茅葺きがいいという、この会社も結構茅葺きにスポットを当てているのですけれども、そういった建築物はかなり相当あるのだらうというふうに思いますが、さてこれからどういうふうに活動を住民に呼びかけていくか、セミナーとか説明会あるのだと思います。あなたのうち、ちょうど古民家再生に適していますよという、そういった、あるいは関心を持っている人は俺のうち該当するのかなとか、そういう時点の話も情報で入れていかないと、全く関心のない行政だけが上でやっているということになるのではないかと思うので、今後の町民の認識を高めていく方策などをお聞かせいただきたい。私たち身近には、湯野上民宿というもう最初からそれに近いところもあります。あるいは、大内宿って、これは論外でしょうけれども、国指定されているものもあると。そのほか私たち町民の家もそこにつながって、いわゆるこの自覚がスタートだと思うのです。町がやろうとして

いるのは、うちの古民家を予算を取って何かしてくれるのだなど、そんなことも思い描くスタート地点としては大事なことかなというふうに思っていますので、今後の周知、住民理解を高めていく、意識を高めていく方策等あればよろしく願いいたします。

3つ目です。お金はかからない、そういう話でしたけれども、全くかからないのか、多分地域とのネットワークというので、いろいろ通信費とか、その他、あとはこの会社がこちらに足しげく歩いてきて情報を当然集めなければならないわけで、そういうのは本当にそちらさんのほうで、会社さんのほうでやっていただけるのか。ちょっとここ全く予算は、予算書中ではないのかもしれませんが、今後そういうのはかからないのか。いやいや、実は何十万円もかかるということが後でなってくるのか、その辺がちょっと心配ですので、もう一度お聞きしたいと思います。

目に見える支援策というの、私表現はちょっとまずかったかもしれませんが、今年度……今行政用語でもあります見える化という、こういう事業を始めて、今年度見えるものって何だろうか。チラシができたというのもいいでしょう。ホームページが開かれたでもいいでしょう。それは、もうぜひこの1年の中で進めないとペーパーの上での計画で終わると。終わるといふか、ちょっと期待ができないなというふうに思っていますので、それも質問したいと思います。

最後4つ目です。これは、私……除却支援、これは多分違うだろうと。壊すとき上限50万円で、これはそうかな。どうも我々町民にとっては、家を壊す補助と、あと古民家再生とダブってきてしょうがないのですけれども、全く別の事業として捉えたほうがいいのかなというふうに今思いました。モデルがあるのです。下郷にはいわゆる農家レストランという、これはすごいモデルで、大成功というより、すばらしいいわゆる活躍、発信している。私もやりたいなと思うくらいのすばらしいモデルが実はある。その人の話を聞くと、やはり行政よりは、基本は自分たちで農業をやっていてそろそろ年を取ってきた。でも、このおいしい新鮮な野菜を出荷でなくて、我が家とか、周りで食べてもらいたいな。農家の人って世代がどんどん高齢化しているわけで、とてもそれは当たり前なようなのだけれども、その力がこの再生古民家に、実は十数年前、まだまだこのステージに上がっていませんけれども、十七、八年前に考えていた。それがタイムリーに県の補助金がついたと。1,000万円の無利子で、私たちの夢はこれでひょっとするとかなうかもしれないということでそれに挑戦した。それが今現在ある農家レストランのすばらしい実態なのです。ですから、補助金というのは数十万円のレベルでは不可能で、そういう心構えで再生しよう、古民家を、私のうち古民家だ、該当する、何とか再生してそういうカフェでもいい、あるいは農業の中で即売でもいろんな形で頑張りたいなど。そこに上限100万円では何もできないわけで、何かそういう意味では非常に期待しているのは補助金制度。これは、くれるという言葉は失礼ですけれども、補助するだけではなくて、融資するという、利子なしで。例を挙げれば、500万円の融資をするぞみたいな、そういったこれから中で補助金制度がつくられて、当然法整備されていくのかなというふうに、期待していますけれども、その辺の再度質問いたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 6番の玉川議員の再質問にお答えしますけれども、質問の中身と再質問の中身の中で、再質問のほうの方が長いようになってしまっているのね、私感じる。そうすると論点となるものを絞る、何点か書きましたけれども、途中で私も書くのをやめて、要するに事業と総合計画がどう違うのか、どういう整合性があるのか、50年たっているものがいっぱいあるのだけれども、それが古民家ということになるのかとか、町民に周知、認識、町民の認識があるのかとか、周知、予算の関係はどんなのだとか、今年度はどんなのかということなのだけれども、しっかりと一般質問の中にこういうものを書いていただかないとうちのほうの答弁でこれ再質問で答えるようになってしまうと。それに答えるためには、やはり我々の準備不足もあるのだろうけれども、明確に答えるということはなかなかできません。経緯については、今1回目の答弁でしたとおり、ですから後から総合政策課長に答弁させますけれども、事業と総合計画関係については、やはり教育と文化の中の文化財保護、そういうものについての予算は大内ばかりでなくて、文化財の関係については予算措置をしておりますから、そういうものの中身で古民家として認められると、福島県の古民家再生の団体で認めましたということになればその事業に当てはまるわけですから、そこをちゃんと総合政策課長で答弁させます。

それから、町民の周知についてまだまだ締結したばかりですので、その納得がまだまだできていないと思いますけれども、これから古民家と言われる50年以上たっている建物であれば、そうした再生協で現地に向かって見ていただくことはできますので、その辺は十分に総合政策課と連携を取りながらやっていただければ町民の方も認識されると思いますし、周知ができると思います。予算の関係については、あくまでも古民家再整備協会が認めたものの内容のものであれば、それは国ないし県、あるいは町で出すべきものについては要綱を設置しながら、大内宿保存整備と同じような形になろうかと思えますので、その辺はまだまだ詰める必要があると思います。今年度の見通しについては、一応こういう締結をしたので、町民に周知して、そして古民家ではないかと調査していただける分については、古民家再生協会福島の方がおいでになって調査するということはやぶさかではないと言っていますから、これは見てもらったところも1件ありますので、まずそういうところがあればぜひ紹介していただくということも必要です。いずれにしても、町民の認識、それから周知については今後していきたいと、継続していきたい、こう思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、総合政策課長、玉川武之君。

○総合政策課長（玉川武之君） 6番、玉川邦夫議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回古民家再生協会さんと協定を結ばさせていただきました、連携事項の中ではいろいろ書いておりますが、今ほど町長話ありましたように、空き家だったり、もしくは古民家だったり、いろんな形態がありますが、町に残っているそういうものを活用して移住、定住に結びつけていこうとか、また地域の活性化に使えるように工夫していこうというような中身になっております。今後いろんな形で連携協定を行っておりますので、

支援策なり、具体的な部分は検討していきたいと思いますが、現在既にもう古民家再生協会さんでやっている事業、県内全域でやっておりますが、例えば今ほどありました古民家の鑑定、例えばあとは耐震の診断、こういうのも当然下郷にも継続的に告知しながら、活用を検討する上でやっていただくようになるかと思えます。問題となっております空き家ですが、空き家になってからの課題になるのですが、空き家にならないように、例えば古民家をどういうふうに修復していくのかとか、もしくは今ほどありましたけれども、そういったものに補助事業が活用できないのかと。そういうのは、ちょっと今後の検討の中身になってきますので、今こういうものをやれるというわけではございませんが、今後協議はしていきたいと思えます。ただ、今ちょっと協議している中では、空き家対策協議会、こちら町の町長が本部長のような形になっておりますが、その下に民間の事業者さんなんかも入れました空き家のアドバイザー協会、これはいわゆる建築事業者であり、建築士さんであり、そういう形の町内事業者さんの協議会をちょっとつくっていったほうが事業が展開しやすいというようなお話は聞いています。これは、ほかの自治体の例なのですが、それはあくまで民間団体になりますので、そちらに所属するには会費とかそういうものが事業者さんには出てくるかもしれませんが、そういうものが今後検討の中身になっているというふうにご理解いただきたいと思えます。

そういった中では、空き家、古民家の利活用に関するセミナーの開催ということで、具体的に上がっております。あとは、相談会の開催、あとは今町でも空き家バンクが始まっておりますが、こちらと連携した事業の方向性の検討、あとは空き家の持続的な活用に対する検討というふうに、ざっくりした形になっておりますが、今後検討するという中身になっております。話にありました空き家については個人の所有でございますので、当然空き家の特措法でございますが、その解体処理、また維持についても所有者が責任を持って行うというような大前提になっておりますので、そういった大前提に基づいた補助事業がどういう形でできるのかということも当然あるかと思えます。あとは、それは所有者側の話であって、例えば今度町として例えばこの連携協定を契機といたしましていわゆる国の補助事業、町全体としての地域再生計画の見直しとか、そういう部分も含めまして新たな事業をそこに盛り込んでいくという形になりますと、そこに当然新しい計画の見直しに係る費用とか、また大きな事業であればそれに係る国の補助事業、また実は先ほど1番議員さんからもありましたが、それに対してふるさと納税をどういうふうに活用していくのかというような検討は今後していきたいなというふうに思っています。ただ、しかしながらまだまだ始まったばかりですので、いろんな方向性の中で下郷町に合ったやり方がどういう形でできるのかというのをちょっと今後協会とも煮詰めていきたいなというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（小玉智和君） 再々質問はありませんか。

○6番（玉川邦夫君） 町長さんありがとうございます。十分コメントをいただきました。

私は、町民の声としてこういうこともやっぱり知っておいたほうがいいかなというつもりもありましたので、くどくなっただけかもしれませんが、質問させていただきました。もうそれ以上の回答いただきまして、ありがとうございました。

○議長（小玉智和君） それでは、2つ目の質問をお願いいたします。

6番、玉川邦夫君。

○6番（玉川邦夫君） 2つ目の事項の質問をさせていただきます。

2つ目は、積極的な情報発信による協働のまちづくりでございます。どこのホームページにもあるわけですが、町長の部屋は開かれたまちづくりに欠かせない情報発信コーナーだと私は思っています。定番の就任挨拶や新年度挨拶だけでは少々寂しい感じがしませんか。基幹産業である農業、観光、さらには商工業について、頑張っている町民の様子を発信してあげるとか、今後の施策を語るとか、また自分の特技、趣味をユーモアを交えて語ることも町民との距離を縮めてくれるものだと思います。3か月に1回程度の更新でも結構ですので、町民に向けた発信をしていただければと思います。きっと協働のまちづくりの町長の思いが伝わるはずですよ。また、若者たちの町長に寄せる期待も膨らんでいく効果があるに違いありません。町長の考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

町長、星學君。

○町長（星學君） 答弁する前に確認しておきます。議長さん、これで今の第2問の質問して、答弁をもう一回やればいい。

○議長（小玉智和君） 今度は町長の答弁で終わりです。町長、演壇のほうにお願いします。

○町長（星學君） いや、答弁する前に確認しているのだから、それでいいのですよ。何となく寂しいような気がするのだけれども。分かりました。

それでは、6番の玉川議員の積極的な情報発信による協働のまちづくりについてでございますが、現在町では町民の皆さんへの情報発信のツールとして町ホームページ、町広報紙、町公式SNSなどがあります。これらの情報媒体を活用し、極力新鮮な情報を発信しているところでございます。今年度は、町公式ラインアカウントを作成し、ラインアプリを活用した新しい形での情報発信を整備する計画をしているところであります。また、町ホームページなどで情報発信する場合は公共性を考慮した中で取り組み、扱いしております。特に個人が特定できるような情報は、プライバシー保護及びトラブル防止の観点から控えている状況であります。一般的に個人的な情報を取り扱う場合は、個人個人のSNSなどで発信しているようですが、若い人たちが参加した協働の魅力あるまちづくりの中には、ユーモアなどを交えた情報発信もあろうかと思っておりますので、今後若者だけではなく、町民の皆さんが町に関心を持つような情報を含めた積極的な情報発信ができるよう努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

付け加えますが、やはり情報発信については、ホームページ等では実際行っておりますけれども、玉川議員も以前質問の中身で、やはり町民とじかに接して、そういう座談会等のことはできないのかというような質問もありましたので、そのときの答弁ではいろいろな町民の方々のアンケートによりますとそういう座談会は必要ではないという方もいらっしゃいましたので、ずっとやらないでございましたけれども、実施しないでお

ましたけれども、この議会の始まる前、まだこの質問内容が分からない前に、私は総合政策課長を通じて各行政区長さんをお願いして、座談会等ができるようであればぜひ実施してください。区長協議会の役員の方が集まったときに相談をかけて、ぜひ希望を取って実施するように指示はしております。ただ、これからですので、1週間に1回か、あるいは2回、最低でも月に3回、4回ぐらいはできるような方向で考えていく所存でございますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） 答弁漏れはありませんか。

○6番（玉川邦夫君） ありがとうございます。

○議長（小玉智和君） これで6番、玉川邦夫君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力方よろしくお願いいたします。

日程の追加

○議長（小玉智和君） それでは、過般総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情については、6月8日に開催されました総務文教常任委員会において審査を終了し、その結果について総務文教常任委員会委員長より請願・陳情審査報告書の提出がなされております。さらに、一般質問が本日で全部終了いたしましたので、明日6月14日を議案思考のため休会にしたいと思います。以上の2件につきましては、去る6月6日の開催の議会運営委員委員会で協議されました議事運営に沿って直ちに日程に追加し、議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、直ちに日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程を配付いたします。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） 配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

追加日程第1 請願・陳情

○議長（小玉智和君） これから追加日程第1、請願・陳情を議題といたします。

総務文教常任委員会に付託の陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情について、お手元に配付のとおり請願・陳情審査報告書が提出されておりますので、委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、湯田健二君。

○総務文教常任委員長（湯田健二君） 総務文教常任委員会委員長の湯田健二でございます。

皆様のご手元に配付してあります報告書に基づきまして、ご報告申し上げます。

本委員会に付託の請願・陳情を審査した結果、下記のとおり決定したから会議規則第89条第1項の規定により報告申し上げます。

「記」といたしまして、付託年月日、令和4年6月8日。件名、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情。審査の結果、採択すべきものと決しました。審査日、令和4年6月8日。出席委員は、玉川邦夫君、佐藤勤君、星能哲君、星昌彦君、小玉智和君、そして私であります。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小玉智和君） これから委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出の陳情についての件は、採択することに決定いたしました。

追加日程第2 休会の件

○議長（小玉智和君） これから追加日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りします。明日6月14日は議案思考のため休会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月14日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

再開本会議の議案審査の日程は6月15日であります。

議事日程を配ります。

（資料配付）

○議長（小玉智和君） それでは、配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 配付漏れなしと認めます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。（午後 0時00分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月13日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員

令和4年第2回下郷町議会定例会会議録第3号

招集年月日	令和4年6月8日			
本会議の会期	令和4年6月8日から6月15日までの8日間			
招集の場所	下郷町役場議場			
本日の会議	開議	令和4年6月15日	午前10時00分	議長 小玉智和
	閉会	令和4年6月15日	午後0時20分	議長 小玉智和
応招議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	9番 湯 田 健二	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和
不応招議員	なし			
出席議員	1番 星 和志	2番 小 椋 淑孝	3番 佐 藤 勤	4番 山名田 久美子
	5番 星 昌彦	6番 玉 川 邦夫	7番 佐 藤 盛雄	8番 湯 田 純朗
	10番 星 能哲	11番 星 輝夫	12番 小 玉 智和	
欠席議員	9番 湯 田 健二			
会議録署名議員	10番 星 能哲		1番 星 和志	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 星 學	副町長 玉川一郎	参事兼総務課長 室井哲	総合政策課長 玉川武之
	税務課長兼会計管理者 佐藤貴博	町民課長 只浦孝行	健康福祉課長 佐藤英勝	農林課長 湯田英幸
	建設課長 猪股朋弘	教育委員会教育長 湯田嘉朗	教育次長 湯田浩光	農業委員会会長 星 正喜
	農業委員会事務局長 大竹浩二			
本会議に職務のため出席した者の職氏名	事務局長 荒井康貴	書記 室井徳人	書記 芳賀沼崇正	
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件名	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年第2回下郷町議会定例会議事日程（第3号）

期日：令和4年6月15日（水）午前10時開議

開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
1 番 星 和 志
- 日程第 2 報告第 2 号 令和3年度下郷町一般会計の繰越明許費について
- 日程第 3 議案第 3 4 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 3 号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について)
- 日程第 4 議案第 3 5 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 4 号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について)
- 日程第 5 議案第 3 6 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 5 号 令和3年度下郷町一般会計補正予算(第9号))
- 日程第 6 議案第 3 7 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 6 号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第 7 議案第 3 8 号 専決処分につき承認を求めることについて
(専決第 7 号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 8 議案第 3 9 号 監査委員の選任について
- 日程第 9 議案第 4 0 号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 1 0 議案第 4 1 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について
- 日程第 1 1 議案第 4 2 号 消防ポンプ積載車購入契約について
- 日程第 1 2 議案第 4 3 号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 1 3 議案第 4 4 号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 1 4 議案第 4 5 号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 1 5 議案第 4 6 号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 1 6 議員提出議案第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について
- 日程第 1 7 閉会中の継続審査申出について
- 散 会
閉 会

(会議の経過)

○議長（小玉智和君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。9番、湯田健二君から欠席する旨の届出がありました。

定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。（午前10時00分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配りましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小玉智和君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において1番、星和志君を指名いたします。

日程第2 報告第2号 令和3年度下郷町一般会計の繰越明許費について

○議長（小玉智和君） 日程第2、報告第2号 令和3年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を議題とします。

職員に報告第2号を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長（小玉智和君） 本件について説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） おはようございます。ご説明を申し上げます。

議案書の1ページでございます。報告第2号 令和3年度下郷町一般会計の繰越明許費についてでございますが、本年第1回定例会においてご議決をいただきました繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを議会に報告するものであります。

2ページをお開きいただきまして、総務費の湯野上温泉駅前整備事業につきましては、工事請負費1,980万円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳につきましては、全額地方債、過疎対策事業債であります。同じく、総務費の社会保障・税番号制度システム整備事業につきましては、委託料272万8,000円を翌年度に繰り越したものであります。その財源、国庫支出金264万円につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金であります。民生費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業につきましては、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金、合わせて2,337万1,000円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳につきましては、全額国庫支出金、住民税非課税世帯等臨時特別給付金に係る事業費及び事務費補助金であります。土木費の橋梁補修事業（湯野上橋）につきましては、工事請負費1億4,075万円を翌年度に繰り越したものであります。その財源内訳、国庫支出金8,128万3,000円につきましては道路メンテナンス事業国庫補助金、その他5,940万円につきましては橋梁整備基金からの繰入金であり

ます。

以上、4事業合わせて1億8,664万9,000円を令和4年度に繰り越したものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件は、法令に基づく報告でありますので、ご了承願います。

これで報告第2号 令和3年度下郷町一般会計の繰越明許費についての件を終わります。

日程第3 議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）

○議長（小玉智和君） 日程第3、議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、佐藤貴博君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤貴博君） おはようございます。

それでは、議案書3ページを御覧ください。議案第34号、専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。今回の条例改正は、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則等が改正、令和4年3月31日に公布され、原則令和4年4月1日から施行されることに伴い改正するものです。

それでは、改正内容につきまして新旧対照表により説明いたしますので、新旧対照表の1ページを御覧ください。第1条は、下郷町税条例の一部改正であります。第18条の4は、納税証明書の交付手数料に関する規定で、地方税法第382条の4により、証明書の住所に係るものとして定めた事項を記載したものを公布した場合も含むとした法改正に合わせ、納税証明書の交付手数料を1枚ごとに350円とし、軽自動車税種別割の証明書については手数料を徴しないこととする規定の創設でございます。

第33条は、所得割の課税標準に関する規定で、第4項は上場株式等の配当所得等の課税方式を所得税と一致させる措置を講じる見直しで、国税の改正に合わせるものです。

次に、1ページから2ページになります。第6項は、上場株式等の譲渡所得の規定で、第4項と同様、国税の改正に合わせるものです。

第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、第1項は

対象となる特別徴収税額控除を確定申告書への記載で行う規定の整備です。第2項は、控除できなかった所得割額を充当する場合に属する年度区分を明確にするための規定の整備で、法律改正に合わせるものです。

次に、2ページから3ページになります。第36条の2は、町民税の申告に関する規定で、第1項は控除対象配偶者に該当しない者を定めた規定の整備で、法律に合わせた改正です。第2項は、条項の整備による改正です。第36条の3第2項及び第3項は条文の文言整理で、法律改正に合わせるものです。

次に、3ページから4ページになります。第36条の3の2は、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に係る規定で、見出しの扶養親族申告書を扶養親族等申告書に改め、1項中の項ずれによる改正で、第3号が第4号、第2号が第3号となり、第1号の次に扶養親族等申告書に一定の基準を有する配偶者氏名を記載する規定を加える改正です。

第36条の3の3は、個人町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、扶養親族等申告書への氏名記載が見出しの扶養親族申告書を扶養親族等申告書に改め、第1項中の第3号を第4号に、第2号が第3号となり、第1号の次に、給与所得者または公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、給与所得の扶養親族等申告書または公的年金等受給者の扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を加える改正です。

次に、4ページから5ページになります。第48条は、法人町民税の申告納付に関する規定で、第9項及び第15項は法改正に伴う項ずれの整理による改正です。

第53条の7は、特別徴収税額の納入の義務等に関する規定で、第1項は法改正の項ずれに伴う規定の整理による改正です。

第73条の2は、固定資産課税台帳閲覧手数料に関する規定で、所在不明土地の解消に向けた法整備に伴い、固定資産台帳に住所に代わる事項の記載をしたものを含めるものとする改正です。

次に、6ページになります。第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料に関する規定で、第73条の2と同様に住所に代わる事項を記載したものを含めるとする改正です。

次に、附則の改正であります。第7条の3の2は、住宅借入金等特別控除に関する規定で、適用年限を令和20年度の町民税、居住年を令和7年まで延長する法律改正に合わせたものです。

次に、6ページから7ページになります。第10条の2は、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、通称わがまち特例です。改正前の第3項から第24項が項ずれによる改正で、改正後の第25項は貯留機能保全区域内にある土地に対して課する固定資産税が課税標準の4分の3と定める改正です。

次に、7ページから8ページになります。第10条の4第9項及び第11項は、それぞれ法律改正に合わせる改正です。

次に、8ページから9ページになります。第12条は、宅地等に対して課する令和3年

度から令和5年度までの各年度分の固定資産の特例に関する規定で、土地に係る固定資産税の負担調整措置について、激変緩和の観点から令和4年度に限り商業地帯等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%にする規定を加えるもので、法改正に合わせたものです。

第16条の3は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税に関する規定で、申告分離課税は所得税での適用がある場合に限り町民税で適用する改正です。

次に、9ページから10ページになります。第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、法改正に合わせたものです。

第20条の2は、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、申告方式の選択に係る規定の整備に伴う法改正に合わせたものです。

次に、10ページから11ページになります。第20条の3は、条例適用利子等及び条例適用配当等に係る個人町民税の課税の特例に関する規定で、附則第7条の3の2の改正により住宅借入金等特別税額控除の特例期間が本附則に定める特例期間を上回ったことにより削除する改正です。

第26条は、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、附則第7条の3の2の改正により住宅借入金等特別税額控除の特例期間が本附則に定める特例期間を上回ったことにより削除する改正です。

次に、12ページになります。第2条改正による改正になります。令和3年度下郷町条例第8号で一部改正した下郷町税条例等の一部を改正する条例の一部改正となります。第36条の3の3は、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書に関する規定で、扶養親族申告書に記載すべき対象の要件を有しない者を除く規定から対象者の要件を有する者とする規定に改めるものです。

第2条第4項は、町民税に関する経過措置に関する規定で、個人の町民税に関する部分を第24条第2項、第32条第1号及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条第1項とする規定に改めるものです。

議案書にお戻りいただき、7ページをお開き願います。附則であります。第1条は施行期日であります。

次に、8ページになります。第2条は、納税証明書に関する経過措置を規定し、第1条の規定による改正後の下郷町税条例第18条の4第1項は、令和6年4月1日以後の証明書の交付について適用する規定です。

第3条は、町民税に関する経過措置を規定し、新条例第36条の3の2第1項では、施行日となる令和5年1月1日以後に支払いを受ける給与について規定しており、施行日前の給与に係る申告書は従前の例とするものです。

第3条第2項では、令和5年1月1日以後に支払いを受ける公的年金等の申告書について適用し、施行日前に支払いを受ける公的年金等に係る申告書は従前の例とするものです。

第3条第3項では、改正後の税条例の規定のうち、個人の町民税に関する規定は令和

6年以後の年度分の個人の町民税について適用しており、令和5年度までの個人の町民税は従前の例とする規定です。

第4条は、固定資産税に関する経過措置についての規定で、新条例の規定のうち固定資産税に関する部分は、ほかに定めがない場合は令和4年以後の年度分について適用し、令和3年度分までは従前の例とするものです。

第4条第2項は、令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設、設備に課税する固定資産税については、従前の例とするものです。

次に、8ページから9ページになります。第4条第3項は、改正後の税条例第73条の2第1項の規定は、施行日とした令和4年4月1日以後の固定資産税台帳の閲覧手数料について適用するものです。

第4条第4項は、改正後の税条例第73条の3第1項の規定は、施行日とした令和4年4月1日以後の固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明の交付手数料について適用するものです。

以上、専決第3号につきまして、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年3月31日専決処分いたしましたので、よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第3号 下郷町税条例等の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第4 議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）

○議長（小玉智和君） 日程第4、議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳仁君。

(議案朗読)

○議長 (小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、佐藤貴博君。

○税務課長兼会計管理者 (佐藤貴博君) それでは、議案書10ページを御覧ください。議案第35号、専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例改正は、令和4年度税制改正大綱において国民健康保険税の課税限度額を引き上げることとなり、令和4年4月1日を施行日とする地方税法施行令の一部改正が行われましたので、下郷町国民健康保険税条例の一部を改正するものです。国民健康保険税は、前年度所得を基に医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分で課税しており、それぞれに課税限度額が定められています。課税限度額は地方税法施行令で定められており、本町ではこの法定限度額に準拠し、本町国民健康保険税を定めてまいりました。今回は、医療給付費分の限度額が63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の限度額が19万円から20万円に引き上げられたことによる改正です。

改正内容につきましては、新旧対照表13ページから14ページを御覧ください。第2条は、課税額を定めています。同条第2項では、医療給付費分の課税限度額を定めています。地方税法施行令第56条の88の2での改正に準拠し、ただし書中63万円を65万円に改めるものです。

同条第3項では、後期高齢者支援金分の課税限度額を定めています。ただし書中、19万円を20万円に改めるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額を定めています。当該条項は、地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の88の2の改正に準拠した改正となります。

第23条括弧書き中、医療給付費分の限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金分の限度額19万円を20万円に改めます。

次に、13ページから14ページになります。附則の改正であります。附則第2項では、法改正に合わせて同条中を同項中に改める規定の整備です。

議案書にお戻りいただき、11ページをお開き願います。改正附則1において、施行期日を令和4年4月1日としています。

改正附則2において適用区分を定め、令和3年度分までの国民健康保険税は従前の例によると定めています。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長 (小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番 (佐藤盛雄君) お尋ねします。

今までの改正前の要するに最高限度額、多分99万円だったと思いますが、それから単純に見ますと医療分で2万円、後期高齢者の支援分で1万円、3万円上がって、限度額が102万円というふうに理解してよろしいですか。それで、この結果、国保の会計の歳入

でどれぐらい増えるのか。予想で。

それから、国保の税率、今国保の関係は県で一本化してやっておりますが、各町村税率がばらばらですけれども、これが当初の予定ですともう既に県内1つの税率に改めるという予定だったのですが、それが従前の話の内容と違ってまだまだ県下統一した税率が決まっていない。これの見通し、併せてお尋ねいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

税務課長、佐藤貴博君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤貴博君） 議員おっしゃるとおり、令和4年度で医療給付費分、支援金分、介護納付金分、合わせて合計102万円の限度額となります。

それから、国保会計の歳入でどのくらい増えてくるかという話ですが、今町県民税のほうで所得のほうを確定している最中でありまして、その所得の増減に応じて、国民健康保険税の歳入のほうでどのくらい今後見込めるかというのはこれから決まってくる内容になっておりますので、よろしく申し上げます。

県の統一する税率の見直し……

○議長（小玉智和君） それでは、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） 今県のほうでは、県統一の税率ということで、令和11年度をめどに検討しているようでございます。それに向けての準備作業を県のほうでしております。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） ありがとうございます。国保の納税額が102万円として、かなり高くなっております。ですから、納税する方は大変だというふうな思いでおります。今後要するに限度額を上げても徴収率が下がったり、未納額が増えるということが心配されます。ですから、その辺の対策どのようにお考えか。

それから、県内税率一本化するのは令和11年予定ということですが、今現在下郷町の税率、県内町村の中でどのぐらいの位置にあるのか。大体9番目にあるというような話は伺っていますけれども、その辺参考までにお知らせいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

税務課長、佐藤貴博君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤貴博君） 国民健康保険税に限らず、ほかの税金に関しましても常に臨戸徴収は行っております。夜間徴収を含めた滞納者の資産の調査等、あと差押えも含めて行っておりますので、そういった形で引き続き、今まで従来どおりと同じくやっていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（小玉智和君） 7番いいですか。まだ答弁漏れ。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） 先ほど保険税の順位でございますが、昨年度、令和2年度ですか、につきましては、税率につきましてはほぼ上位のほうでございます。何位だった

かはちょっと記憶にはありませんが……ちょっとその辺は。ただ、県内のほうではかなり高いほうでございます。

○議長（小玉智和君） 7番、いいですか、今の答弁で。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第4号 下郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の設定について）の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第5 議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第5号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第9号））

○議長（小玉智和君） 日程第5、議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第9号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の12ページでございます。議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第9号））でございますが、13ページを御覧いただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,263万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億2,732万8,000円とするものであります。本補正につきましては、歳入歳出とも額の確定等により予算の整理を行ったものであります。

初めに、歳入の主なものについてご説明を申し上げます。19ページをお開きいただきまして、2款の地方譲与税から8款の自動車税環境性能割交付金まで、20ページをお開

きいただきまして9款の地方特例交付金及び10款の地方交付税につきましては、交付額等の確定によりそれぞれ予算の整理を行ったものであります。

14款の国庫支出金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。別にお配りをしております資料、令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金状況という資料を御覧いただきまして、1ページの上段の表になりますが、区分の⑤、国の令和3年度予算交付限度額のうち令和3年度配分額1,000万円を計上したもので、これにより令和3年度の配分額は合わせて1億1,664万8,000円となったところであります。

議案書にお戻りをいただきまして、17款の寄附金につきましては、株式会社ダイエツ様よりご厚意をいただいたものであります。

18款の繰入金につきましては、森林環境譲与税を活用した諸事業につきまして事業費が確定したことに伴い、森林環境譲与税基金からの繰入額を整理したものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明を申し上げます。初めに、新型コロナウイルス感染症関連予算について、議案書とそれに対応する先ほどの資料についてご説明を申し上げます。資料を併せて御覧いただきまして、議案書の21ページとなりますが、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費のコロナ感染症対応消耗品費につきましては、資料の1ページ、ナンバー4、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業に係る補正でございます。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費のそば農家生産販売支援金につきましては、資料の2ページ、ナンバー7、そば農家生産販売支援金交付事業に係る補正でございます。

同じく農業振興費の稲作農家経営持続化支援金につきましては、資料2ページ、ナンバー9、稲作農家経営持続化支援金に係る補正でございます。

議案書の22ページをお開きいただきまして、7款商工費、1項商工費、1目商工振興費のコロナ感染症対応町内循環型経済対策支援事業につきましては、資料の1ページ、ナンバー1、町内循環型経済対策支援事業に係る補正でございます。

同じく商工振興費のコロナ感染症対応観光関連施設等改修支援事業補助金につきましては、資料1ページ、ナンバー2、観光関連施設等改修支援事業に係る補正でございます。

同じく商工費、2目観光費のコロナ感染症対応ウェルカムしもごう観光誘客促進事業補助金につきましては、資料1ページ、ナンバー3、ウェルカムしもごう観光誘客促進事業に係る補正でございます。

同じく資料でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した事業につきましては、今ほどご説明申し上げました事業を含め、全11事業を実施し、1ページの中ほどになりますが、決算額は1億3,446万653円、その財源内訳でございますが、臨時交付金につきましては配分額となる1億1,664万8,000円を活用させていただいたところであります。

続きまして、そのほかの補正でございますが、議案書の21ページにお戻りをいただき

まして、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費の下郷町鳥獣被害対策協議会補助金及び下郷町農業再生協議会補助金、5目農地費の用水路修繕料につきましては、事業費の確定により予算の整理を行ったものであります。

同じく農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費の林業人材育成支援事業補助金につきましては、森林環境譲与税を活用した事業であります。事業費の確定により予算の整理を行ったものであります。

同じく林業振興費の積立金につきましては、森林環境譲与税を活用した諸事業につきまして事業費が確定したことに伴い、森林環境譲与税基金への積立金を計上したものであります。

同じく農林水産業費、3目治山林道費の工事請負費につきましては、事業費の確定により予算の整理を行ったものであります。

22ページをお開きいただきまして、14款予備費につきましては、本補正に伴い収支の調整を図るものでございます。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年3月31日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

7番、佐藤盛雄君。

○7番（佐藤盛雄君） お伺いいたします。

まず、この説明書の中の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、配分予定が1億9,683万6,000円のうち、3年度に交付決定された額が1億1,664万8,000円として、8,000万円が4年度に交付されるということですが、これが4年度に交付された場合にいつ頃交付が決定になるのか。それから、この8,000万円に対する使い方、何に使う予定しているのか、まずその辺をお伺いいたします。

それから、森林環境税の関係で今回195万9,000円減額補正になって、額の確定による整理だと思いますが、基金積み増し、201万5,000円を基金に積み立てる予定ということですが、これの基金合計、現在高は幾らになっているのか。

それから、21ページの農林水産業の農業振興費関係で、下郷町鳥獣被害対策協議会の補助金が912万3,000円としてかなりの額が減額になって、これ額の確定ということですが、この内訳、ちょっと見えないのですけれども、協議会に補助金を出した、その事業を実施されて、この項目では幾ら使って、幾ら残額出たというその内容的なものが、かなりの金額ですから、果たしてこれだけ残すことが当初計画で考えられなかったのか、それとも何か不測の事態が起きてこれだけの残額が発生したのか、その辺の説明がなされていないのですけれども、その辺をもう少し詳しく説明していただきたいと思っております。

あと、ソバ農家の生産販売支援金として163万9,000円減額になっております。支援を実施した件数が14件ということですが、ソバを生産している方は多分14件なんかで利かないと思うのです。多分この3倍ぐらいたると思うのです。3倍も4倍もです。ですから、昨年度の実施要綱ですと、生産したソバの30袋までは補助金出しません、31袋

以上ということで、30袋までの出荷者というのはかなりおったのです。だから、限度をつけたということが、これだけ余っているのだから、やはりそれだけの足切りをしたということが果たしてよかったのかどうか、その辺の反省を踏まえて、もし今後こういうことがあった場合にはやっぱり十分な生産意欲がなくならないようなソバ農家の支援というのが必要かなと思っておりますが、これだけ減った……当初予定したよりかなり減っていますけれども、その辺の理由。

それから、鳥獣被害対策関係で、本年度も当初予算に計上していますが、鳥獣侵入の金網、これいろんな諸物価の値上がりで、今見積り取って本年度の事業を準備していると思いますが、かなり鉄骨、金網関係高くなっております。ですから、これだけのもし予算があるのでしたら、やはり物が上がるというふうな見通しになっていますので、上がる前の対策できなかったのか、そっち側に回して先取りをできなかったのか。こんなこともちょっと思ったものですから、その辺の関係どういうふうになっているかお尋ねします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、答弁を求めます。

まず初めに、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答えを申し上げます。

臨時交付金の関係のご質問でございましたが、この資料に記載のとおり、令和4年度配分額ということで8,018万8,000円で、こちら記載ございますが、令和4年度の当初予算の段階で新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業としましてこちらの事業、ウェルカムしもごう観光誘客促進事業、あるいは町内循環型経済対策支援事業などなど含めまして6,782万5,000円の事業を事業費として見込んでおまして、このうち臨時交付金につきましては6,705万3,000円を活用させていただいているところでございます。この臨時交付金につきましては、財政運営上本当に貴重な財源かと思っておりますので、この辺につきましては庁内全庁にわたり施策を検討しながら有効に今後活用させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。なお、この令和4年度分につきましては、その収入につきましては令和4年度中ということでございますので、今後具体的な日付につきましては現段階でちょっとご容赦をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） それでは、続きまして、農林課長、湯田英幸君。

○農林課長（湯田英幸君） ただいまの7番、佐藤盛雄議員の質問にお答えいたします。

幾つかございましたが、まず下郷町鳥獣被害対策協議会の補助金、かなり金額が大きい中での専決処分となっております。912万3,000円の減という形ですが、この主な理由というものをまず説明させていただきたいと思っております。昨年度ワイヤーメッシュ柵、電気柵の各地区の行政区の要望16地区ございました。こちらの意向調査を兼ねまして、全部まとめた上で協議会のほうで入札執行をしております。一番大きな理由がこの入札執行での請け差という形になりまして、概数ですが、約650万円入札をやったことによって金額が落ちております。そのほかの理由としましては、幾つもあるのですが、大きいも

のについてご紹介させていただきたいと思います。農繁期での捕獲報償金の減です。予算上は255頭予定しておりましたが、185頭、70頭減ということで126万円の減。あと、緩衝帯の整備ということで希望がある地区40万円分を予算化しておりましたが、こちらの要望がなかったと。これら3つが大きな要因となっておりますので、よろしく願いいたします。

今年度のワイヤーメッシュ柵の対応で、値段が上がることでもう少し早く動けなかったかという質問だったかと思いますが、こちらに関しましてはご存じのとおり、国の交付金を財源として活用させていただいておりますので、こちらの国の内示が出ない限りちょっと動けないということで、例年どおりの流れということで前倒しはちょっとできないという中身になっております。ちなみに、議員がおっしゃるとおり、今見積もり徴取をしておりますが、ワイヤーメッシュ柵等の単価につきましては、こちらの確認の範囲で言えることなのですが、2割から3割上昇を見せているのが現状でございます。

続きまして、ソバ農家の生産販売支援金の残についてなのですが、まずソバの流通につきましては農作物の中で最も流通が確認しにくい部分の作物となっております。その辺もありまして、当初予算化する際にはかなり多めの予算化、予備予算を取らせていただいた経緯もございますので、今景気がよくない中での対応、今後どうなるか分かりませんが、万が一農家支援策等が出た場合には今回議員の指摘にありました中身を反映できるような中身で対応してまいりたいと思いますので、よろしく願いできればと思います。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは、7番、佐藤盛雄君、いいですか、答弁。

○7番（佐藤盛雄君） 森林環境譲与税の基金、どのぐらいになっているか。

○議長（小玉智和君） それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） 7番、佐藤盛雄議員のご質問にお答え申し上げます。

森林環境譲与税基金の残高というようなご質問でございましたが、この基金につきましては令和2年度末時点におきまして1,930万1,000円の残高がございました。これに今回計上いたしました積立金201万5,000円、こちらが追加となりますので、合わせまして2,131万6,000円、1,000円単位でございますので、円までの数字とは若干異なってくるかと思いますが、その残高となってまいるのでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小玉智和君） 7番、佐藤盛雄君、いいですか。

○7番（佐藤盛雄君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第5号 令和3年度下郷町一般会計補正予算（第9号））の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

ただいまより休憩いたします。再開は11時5分といたします。（午前10時56分）

○議長（小玉智和君） 再開いたします。（午前11時05分）

日程第6 議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて

（専決第6号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

○議長（小玉智和君） 日程第6、議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書23ページの議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））について説明させていただきます。

24ページを御覧いただきたいと思います。事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ402万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,790万円とするものでございます。今回の補正につきましては、県補助の交付決定によりまして、歳入の交付金と国の新型コロナウイルス特例補助金及び歳出の審査支払手数料等の確定支出に伴いまして専決処分をさせていただいたものでございます。歳入歳出の調整につきましては、予備費での調整とさせていただきました。

まず、30ページをお開きいただきたいと思います。それでは、2の歳入につきましてご説明いたします。3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の1節普通交付金404万7,000円を減額しまして、同じく2節特別交付金796万2,000円につきましては増額するものであります。

また、8款国庫支出金、1項国庫補助金、1目国民健康保険災害臨時特例補助金につきましては、新型コロナウイルス感染症対応分としまして、国からの補助金10万7,000円の交付決定を受けまして計上させていただいております。新型コロナウイルス感染症に

よる保険税の減免分で10分の6が対象額となっております。

続きまして、31ページを御覧ください。歳出につきましてご説明をいたします。2款保険給付費、1項療養諸費、5目審査支払手数料につきましては、支出額確定によりまして5万1,000円の減額補正となります。

次に、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費につきましても、支出額確定によりまして196万4,000円の減額補正となります。

同様に3目一般被保険者高額介護合算療養費につきましても、9万8,000円の減額補正となります。

次に、2款保険給付費、3項移送費、1目一般被保険者移送費、18節負担金、補助及び交付金ですが、こちらは実績がありませんでしたので、全額減額補正となります。

続きまして、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金、18節負担金、補助及び交付金ですが、予算を2件分計上しておりましたが、1件の実績によりまして42万円の減額計上をしております。

次に、32ページをお開きください。6項傷病給付金、1目傷病手当金、18節負担金、補助及び交付金につきましても実績がありませんでしたので、50万円の減額補正となります。

8款の予備費でございますが、歳入歳出の調整によりまして、710万5,000円の増額計上をして調整しております。

以上、補正予算につきまして説明させていただきました。なお、専決第6号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、先日6月1日に行われました第2回下郷町国民健康保険運営協議会で適当である旨の承認をいただいておりますので、申し添えさせていただきます。ご審議をよろしく願います。

以上です。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号 専決処分につき承認を求めることについて（専決第6号 令和3年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））の件を採決いたします。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第7 議案第38号 専決処分につき承認を求めることについて

(専決第7号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第1号))

- 議長(小玉智和君) 日程第7、議案第38号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第1号))の件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

- 議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

総務課長、室井哲君。

- 参事兼総務課長(室井哲君) ご説明を申し上げます。

議案書の33ページでございます。議案第38号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第1号))でございますが、34ページをお開きいただきまして、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,534万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億1,534万円とするものであります。補正の概要でございますが、本補正につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種であります。5月下旬からの接種開始を想定し、接種体制の確保に要する経費を措置したものでございます。

41ページとなりますが、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございますが、郵便料ほか役務費を75万7,000円、システム改修委託料ほか委託料を1,240万1,000円、コロナワクチン接種予約受付システム使用料ほか使用料及び賃借料を218万2,000円、合わせて1,534万円を計上したものであります。なお、これらの経費に対しまして、40ページとなりますが、国庫負担金及び国庫補助金、合わせて歳出同額の1,534万円を財源措置しております。

以上、地方自治法第179条第1項本文の規定により、令和4年4月28日付けで専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認をお願いするものであります。よろしくお願いいたします。

- 議長(小玉智和君) これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(小玉智和君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号 専決処分につき承認を求めることについて(専決第7号 令和4年度下郷町一般会計補正予算(第1号))の件を採決します。

お諮りします。本案を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は承認することに決定いたしました。

日程第8 議案第39号 監査委員の選任について

○議長(小玉智和君) 日程第8、議案第39号 監査委員の選任についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) お諮りします。

本案につきましては、先に提案理由の説明がなされておりますので、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号 監査委員の選任についての件は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お知らせします。人事案件に対する討論は行わないことを通例としております。したがって、討論を省略し、直ちに採決に移ります。

これから議案第39号 監査委員の選任についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第40号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定について

○議長(小玉智和君) 日程第9、議案第40号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

(議案朗読)

○議長(小玉智和君) 本案について議案の説明を求めます。

税務課長、佐藤貴博君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤貴博君） それでは、議案書43ページを御覧ください。議案第40号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定についてご説明いたします。

今回の改正は、厚生労働省及び総務省から令和4年3月14日付けで新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免等について通知されました。令和4年度における減免の取扱いとしましては、減免の基準はこれまでと同様とし、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限がある令和3年度分及び令和4年度分の保険税の減免を行った場合、減免に要する費用の一部を特別調整交付金の財政支援の対象とすることとされております。このことから、引き続き令和4年度においても当該減免を行うこととしたため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表15ページを御覧ください。第1条の中段、保険税の減免対象期間についての規定を期間を延長する内容の改正で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が定められている保険税としておりましたが、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が定められている保険税に改めるものです。

続きまして、第1条下段、申請書の提出期限についての規定、令和3年度内を令和4年度内と改めるものです。

同条例第2条の介護保険料の減免の特例につきましては、所管課長の健康福祉課長より説明いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） それでは続いて、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） 続きまして、議案第40号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定について、介護保険料の減免分につきましてご説明を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、先ほどの国民健康保険税の減免と同様ですが、国の新型コロナウイルス感染症対策におきまして、感染症の影響により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、また主たる生計維持者の事業収入が一定程度減少した世帯に対して講じました第1号保険料の減免措置につきまして、令和3年度に引き続き令和4年度も継続するとの国の通知を受けまして、介護保険料の減免の特例に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、介護保険料の減免対象となる期間の延長及び減免申請書の提出期限の変更について、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表の15ページを御覧いただきたいと思っております。新旧対照表、改正後の欄でございますが、第2条が介護保険料の減免の特例に関する規定でございます。下郷町介護保険条例第12条に規定します減免対象となる保険料は、本則では減免申請日以後の納期限がこれから到来する未到来の納期の保険料が減免対象となり、かつ減免申請書の提出期限が普通徴収であればこれから到来する納期限の7日前までに、特別徴収であれば年

金支払い月の前々月の15日前までに減免申請書を提出することとされております。新型コロナウイルス感染症の影響によります特例といたしまして、減免の適用期間を感染症拡大による影響がある期間としておりまして、今回の改正により改正前の令和3年4月1日から令和4年3月31日を改正後の令和4年4月1日から令和5年3月31日に延長するとともに、減免申請書の提出期限を改正前の令和3年度内を改正後の令和4年度内に適用年度を改める内容でございます。

以上、ご説明を申し上げました。よろしくお願いいいたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

4番、山名田久美子君。

○4番（山名田久美子君） 1点だけお伺いいたします。

この減免申請に関して、昨年度何人ぐらいあったのか、その点だけお教え願います。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

それでは、税務課長、佐藤貴博君。

○税務課長兼会計管理者（佐藤貴博君） まず、国民健康保険税に関しましては、令和3年度該当世帯が3世帯ございまして、減免の決定額、減免税額につきましては48万700円という実績でございます。よろしくお願いいいたします。

○議長（小玉智和君） 健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） ただいま4番、山名田議員からご質問のございました減免の実績とご質問でございますが、介護保険料の分についてお答えさせていただきます。

昨年度減免の対象になった方、人数ですと5人になります。金額にしますと、減免額が27万3,220円になります。

以上です。よろしくお願いいいたします。

○議長（小玉智和君） それでは、いいですか、4番、山名田議員。

○4番（山名田久美子君） はい。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） これで討論を終わります。

これから議案第40号 新型コロナウイルス感染症による国民健康保険税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の設定について

○議長（小玉智和君） 日程第10、議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） それでは、本案について議案の説明を求めます。

農業委員会事務局長、大竹浩二君。

○農業委員会事務局長（大竹浩二君） 説明いたします。

議案書45ページでございますが、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についてでございます。

46ページをお開きください。このたびの改正は、農業委員等の報酬改正のため、条例中の別表第1、農業委員会の項を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、新旧対照表にて説明をさせていただきます。新旧対照表の16ページをお開きください。別表第1の農業委員会に関する項についての新旧対照表となっております。まず、改正前の区分における副会長、代表委員でございますが、現行制度におきましてこの役職はございませんので、この役職及び報酬額を削除してございます。次に、会長、委員、農地利用最適化推進委員につきましては、これまでの年報酬額は基本額と称し、金額に変更はございません。そして、新たに各区分に能率額を追加するものであります。この能率額でございますが、金額などは別途規則で定める額としてございます。

なお、この条例改正に至りました経緯を含めまして、能率額についての説明をさせていただきます。まず、平成27年の農業委員会等に関する法律の改正によりまして、農業委員会はこれまでの農地法に規定する所有権移転や農地転用に係る審査に加え、農地利用の最適化の推進に係る取組を行うことが規定化されました。この農地利用の最適化の推進とはでございますが、大きく遊休農地の解消、発生の防止に係る取組、農地利用の集積、集約化に係る取組、新規参入の促進などに係る取組などが大きな柱となっております。当時国では、この農地の最適化の推進に係る取組を新たに加えましたことから、農業委員や農地利用最適化推進委員の報酬に市町村が上乘せを行うことができるよう、その活動実績に基づいて交付金を交付する制度を創設しております。当町農業委員会におきましては、これまで現行の報酬の範囲内で可能な限りの活動で農地利用の最適化の推進にも取り組むこととし、この交付金制度につきましては活用してまいりませんでした。そのような中、今年4月に国において、農地利用の最適化に関する各市町村農業委員会の活動効果が現れていないとの判断から、農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動を必要日数以上行うことを義務化する制度改正が行われました。これを受けまして、当町の農業委員及び農地利用最適化推進委員の活動日数が大幅に増加することとなり、その活動に見合った上乘せが必要となってまいりますので、現行の報酬額を基本額とし、

上乘せ報酬を能率額として支給できるよう改正するものであります。なお、この能率額は全額国の交付金を財源とするものであり、交付金額も国の予算配分や各委員の実績等に変動がありますことから別途規則で定める額とし、その規則や要綱等によりまして年度ごとにその都度算定できるようにし、年度末の一括支給で行う予定としてございます。

次に、議案書の46ページにお戻り願います。最終行ですが、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものとさせていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第42号 消防ポンプ積載車購入契約について

○議長（小玉智和君） 日程第11、議案第42号 消防ポンプ積載車購入契約についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書の47ページの議案第42号 消防ポンプ積載車購入契約についてご説明いたします。

こちらにつきましては、3月の予算委員会でもご説明いたしましたが、令和4年度の重点事業にもありました小型動力ポンプ積載車1台の購入で、こちらは張平消防団の車両になります。購入から30年が経過しまして、更新するものでございます。こちら、写真につきましてはトヨタダイナ4WDということで、契約金額は1,232万円ということでございます。契約相手方は、若松市の会津消防用品株式会社さんということでなっ

ございますので、よろしくご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

2番、小椋淑孝君。

○2番（小椋淑孝君） 若干質問させていただきます。

指名競争入札による契約なのですが、この会津消防用品のほか何社、どの会社がいたのかと、今回買いますこのトヨタダイナ4WD、オートマチック車なのか、マニュアルミッション車なのか、どちらのなのかをお聞かせください。

○議長（小玉智和君） 答弁を求めます。

町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） 2番、小椋議員の質問にお答えいたします。

入札参加につきましては、会津消防用品のほかに2社ございまして、3社での入札となっております。

それから、仕様でございますが、こちらにつきましてオートマチックなのかとかというのは、ちょっと今資料がございまして、後ほど答弁させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます……すみません。オートマチック車でございます。失礼しました。

○議長（小玉智和君） 2番、小椋淑孝君、いいですか。

○2番（小椋淑孝君） はい、了解です。

○議長（小玉智和君） そのほかございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号 消防ポンプ積載車購入契約についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第43号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第44号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第45号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第15 議案第46号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（小玉智和君） この際、日程第12、議案第43号 令和4年度下郷町一般会計補正予

算（第2号）、日程第13、議案第44号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第14、議案第45号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、日程第15、議案第46号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の4件を一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） 本案について議案の説明を求めます。

議案第43号につきましては総務課長、室井哲君、議案第44号及び45号につきましては町民課長、只浦孝行君、議案第46号につきましては健康福祉課長、佐藤英勝君、順次説明を求めます。

それでは、総務課長、室井哲君。

○参事兼総務課長（室井哲君） ご説明を申し上げます。

議案書の48ページでございます。議案第43号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第2号）でございますが、既決予算の総額に歳入歳出それぞれ1,003万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億2,537万7,000円とするものであります。補正の概要でございますが、今補正につきましては、コミュニティ助成事業や戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るシステム改修事業、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、子育て世帯生活支援特別給付金事業などに要する経費を計上し、また職員人件費につきましては人事異動等に伴い、今後の執行見込みに合わせて予算の整理を行うものであります。

それでは、主な補正について、歳出予算から款を追ってご説明を申し上げます。58ページをお開きいただきまして、議会費でございますが、総額で9万4,000円を増額するので、議会運営委員会及び議会広報常任委員会の定数改正に伴い、8節費用弁償及び研修旅費につきましてその所要額を補正するものであります。

総務費でございますが、総額で1,976万5,000円を増額するものであります。59ページとなりますが、1項総務管理費、6目企画費では、塩生区の公会堂整備に係る18節コミュニティ助成事業補助金を1,500万円計上し、これに伴い歳入では、コミュニティ助成事業助成金を同額財源措置しております。

60ページをお開きいただきまして、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係る12節戸籍システム改修委託料を1,159万3,000円計上し、これに伴い歳入では、国庫補助金を986万3,000円財源措置しております。

61ページを御覧いただきまして、民生費でございますが、総額で604万8,000円を増額するものであります。1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業に係る10節需用費、11節役務費、12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金、合わせて757万7,000円を計上し、これに伴い歳入では国庫補助金を同額財源措置しております。この事業につきましては、コロナ禍における原油価格、物価高騰

等総合緊急対策におきまして、令和4年度分の住民税均等割が新たに非課税となった世帯等に対し、1世帯当たり10万円の給付を行うもので、令和3年度の住民税非課税世帯等臨時特別給付金を既に受給した世帯は対象外となるものであります。

62ページをお開きいただきまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る10節需用費、11節役務費、12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金、合わせて237万2,000円を計上し、これに伴い歳入では、国庫補助金を同額財源措置しております。この事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円の給付を行うものであります。

63ページを御覧いただきまして、農林水産業費でございますが、総額で3,085万1,000円を増額するものであります。1項農業費、1目農業委員会費では、議案第41号でご説明を申し上げました1節、能率額349万5,000円を計上し、これに伴い歳入では、県補助金を349万4,000円財源措置しております。

64ページをお開きいただきまして、3目農業振興費では、18節下郷町鳥獣被害対策協議会補助金を532万2,000円増額するものであります。行政区等の団体が実施する被害防止対策事業、電気柵等の整備に要する経費につきましては、下郷町鳥獣被害対策協議会が事業主体となり、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、支援を行うこととしております。今般同交付金の内示を受け、現在要望を受けております11の地区に対し、昨年度の実績を踏まえ、1地区当たり80万円の補助額を確保するため、その所要額を補正するものであります。

66ページをお開きいただきまして、商工費でございますが、総額で103万1,000円を増額するもので、1項商工費、2目観光費の10節修繕料につきましては、今後の執行見込額により所要額を補正するものであります。

土木費でございますが、総額で2,939万5,000円を減額するものであります。2項道路橋梁費、2目道路維持費では、除雪ドーザ更新に係る17節備品購入費2,935万4,000円を減額し、これに伴い歳入では、財源措置しておりました国庫補助金を1,956万9,000円、町債を970万円それぞれ減額しております。この事業につきましては、現在の世界的な情勢から年度内の納車が困難な状況となってまいりました。そのため、51ページにお戻りをいただきまして、令和5年度に本年度事業費と同額の2,935万4,000円を限度とする債務負担行為を設定し、翌年度にわたる事業として実施したくご提案申し上げます。

68ページをお開きいただきまして、教育費でございますが、総額で883万5,000円を減額するものであります。4項社会教育費、1目社会教育総務費では、雪害による三ツ井生活改善センターの屋根修復工事に係る18節集落集会施設等整備補助金や、4目文化財整備費では、鳥居修景事業に係る18節大内宿保存整備事業補助金など、その所要額を追加で計上いたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

69ページを御覧いただきまして、公債費でございますが、総額で57万7,000円を減額するもので、平成23年度借入れの臨時財政対策債について、10年ごとの利率見直しにより、

元金及び利子について所要の補正を行うものであります。

なお、本補正に伴い、収支の均衡を図るため予備費を減額し、調整をしております。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。56ページにお戻りをいただきまして、14款国庫支出金につきましては、除雪ドーザ更新事業に係る防災安全交付金事業国庫補助金の補正など、国庫支出金総額で24万3,000円を増額するものであります。

15款県支出金につきましては、農業委員会委員等の報酬、能率額に係る農地利用最適化交付金の補正など、総額で449万4,000円を増額するものであります。

20款諸収入につきましては、塩生区の公会堂整備に係るコミュニティ助成事業助成金1,500万円を増額するものであります。

21款町債につきましては、除雪ドーザ更新事業に係る過疎対策事業債970万円を減額するものであります。

以上、ご説明を申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） 間もなく正午となりますが、このまま会議を続行したいと思います。ご協力よろしくお願いたします。

続きまして、町民課長、只浦孝行君。

○町民課長（只浦孝行君） それでは、議案書71ページをお開きください。議案第44号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の既決予算総額に歳入歳出それぞれ1,180万7,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億6,611万5,000円とするものでございます。

72ページから76ページまでは総括でございますので省略いたしまして、77ページをお開き願います。今回の補正につきましては、令和4年度の国民健康保険税額の医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分に県で提示されました収納率、本算定でございますが、それぞれ収納額としまして調整しました金額と人事異動による人件費の調整によりまして補正するものでございます。

それでは、歳入につきましてご説明いたします。保険税の税率につきましては、前年度と同じ県提出の標準徴収税率で算出しております。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分につきましては、県の本算定税率96.79%によりまして867万1,000円を増額するものでございます。同じく2節後期高齢者支援金分現年課税分でございますが、322万9,000円の増額補正と、3節介護納付金分現年課税分でございますが、61万8,000円の増額補正となります。

さらに、5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございますが、人事異動による人件費1名分を一般会計より繰入れ分としまして71万1,000円の減額補正となりましたので、計上させていただきました。

続きまして、歳出になりますが、78ページをお開き願います。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、繰入金と同額でございますが、2節給料から18節の負担金、補助及び交付金までは人事異動による人件費の補正となります。

3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付分、1目一般被保険者医療給付費分、18節の負担金、補助及び交付金につきましては、県の本査定によりまして366万3,000円の減

額計上となりました。

同じく2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、18節負担金、補助及び交付金につきましても、130万5,000円の減額補正となります。

79ページになりますが、3項介護納付金分、1目介護納付金分につきましては、174万7,000円の増額補正となりました。

それから、8款予備費につきましては、1,573万9,000円につきましては歳入歳出の調整となりますので、よろしく願いいたします。

以上、国民健康保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

なお、こちらの補正予算につきましても、先日6月1日に開催の第2回下郷町国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして適当である旨の答申をいただいておりますので、申し添えて説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

以上です。

続きまして、議案書の80ページをお開きください。議案第45号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万2,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,979万1,000円とするものでございます。

続きまして、議案書の86ページをお開きください。まず初めに、歳入についてご説明いたします。5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金、1節保険料還付金ですが、当初予算よりも転出や亡くなられた方が昨年度実績よりも多くの件数がありまして、5万2,000円の増額計上となりました。

歳入につきましては以上でございます。

次に、歳出について説明いたします。87ページでございます。3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金の22節償還金利子及び割引料5万2,000円でございますが、こちらも歳入の諸収入の保険料還付金により同様の歳出となりますので、計上させていただきました。

以上、令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

以上です。

○議長（小玉智和君） それでは続きまして、健康福祉課長、佐藤英勝君。

○健康福祉課長（佐藤英勝君） それでは、議案書の88ページを御覧ください。議案第46号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9,582万2,000円とするものでございます。

89ページから93ページまでは総括でございますので、省略をさせていただきます。初めに、96ページをお開きいただきたいと思います。歳出についてご説明を申し上げます。今回の補正につきましては、職員の人事異動に伴い、予算の整理を行うものでございます。

3、歳出でございますが、1款総務費から順に5款地域支援事業費、次の97ページ、

7款地域包括支援センター事業費までの給料、職員手当等、共済費、負担金、補助及び交付金の一般職退職手当組合負担金、報酬、旅費につきまして、それぞれ人事異動による人件費の補正計上でございます。

次に、97ページの最下段になります。10款予備費になりますが、財源調整のため2万1,000円を減額するものでございます。

続きまして、少しお戻りいただきまして94ページをお開きください。2の歳入についてご説明を申し上げます。先ほどご説明を申し上げました歳出、職員の人事異動に伴う人件費の補正計上に合わせまして、3款国庫支出金、4款支払基金交付金、5款県支出金、95ページの7款繰入金のそれぞれの科目の補助率から算出しました補正額を計上しまして、予算の整理を行うものでございます。

以上、下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（小玉智和君） これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和4年度下郷町一般会計補正予算（第2号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第44号 令和4年度下郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第45号 令和4年度下郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第46号 令和4年度下郷町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出について

○議長（小玉智和君） 日程第16、議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

室井徳人君。

（議案朗読）

○議長（小玉智和君） お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第7号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により議案の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は議案の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議員提出議案第7号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出についての件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小玉智和君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 閉会中の継続審査申出について

○議長（小玉智和君） 日程第17、閉会中の継続審査申出についての件を議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会委員長、総務文教常任委員会委員長、産業厚生常任委員会委員長及び議会広報常任委員会委員長からお手元に閉会中の継続審査申出書

が提出されておりますので、朗読を省略し、お配りの発議にてご了承願います。

これから質疑を行います。ご質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。この件につきましては、発議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査申出についての件は、発議のとおり決定いたしました。

以上で上程された議案は全部終了いたしました。

ここで町長及び副町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長、星學君。

○町長(星學君) 皆さん大変お疲れのところ、貴重なお時間を頂戴いたしまして、私から玉川一郎副町長に一言御礼の言葉を述べさせていただきます。

本日をおもちまして玉川一郎副町長が退任されることになりました。玉川一郎副町長は、平成26年6月15日から2期8年間にわたり、少子高齢化、過疎化、情報化など地方を取り巻く社会情勢が大きく変化する中、私の補佐役としてその職務を全うしていただきました。このご功績、ご苦勞に対し、心より感謝の意を表する次第でございます。在任中は、第3次下郷町振興計画や第6次下郷町総合計画、下郷町創生総合戦略などの策定やその方策に沿った子供、子育ての支援対策の充実、農林業の振興、商工業の活性化、移住、定住、2地域居住の推進、高齢者福祉の充実、交通体系の整備、安全、安心な地域づくりの推進、さらには住みよい生活環境づくりの推進など、町民のためのまちづくりにご尽力いただき、町政各般にわたり数多くの実績を残されております。

ご承知のとおり、玉川副町長は温厚かつ誠実な人柄で、信望も厚く、常に町民の皆様の信頼関係を築きながら、私と職員のパイプ役として各種施策の実現、諸課題の解決に積極的に取り組んでいただきました。現在は新型コロナウイルス感染対策をはじめ、諸課題解決に向け引き続き副町長として手腕を発揮していただきたいときに退任されることは誠に残念なことではございますが、副町長が築いてこられた功績をしっかりと職員と共に受け継ぎ、さらなる発展を目指してまいりたいと考えております。

玉川副町長には今後とも健康に留意され、副町長という職を離れましてもその豊かな経験を基に町政発展のためお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、御礼の言葉といたします。

令和4年6月15日、下郷町長、星學。

○議長(小玉智和君) それでは、副町長、玉川一郎君よりご挨拶をいただきます。

玉川一郎君。

○副町長(玉川一郎君) 本議会の大変貴重な時間を割いていただき、発言の機会を与えていただきまして心から感謝を申し上げます。副町長を退任するに当たりまして、一言ご

挨拶を申し上げます。

ただいまは、星學町長から身に余るお言葉をいただき、誠に光栄に存じます。このたび本日付をもちまして副町長の職を退任することになりました。平成26年6月に星學町長の推薦をいただき、議会の皆様のご同意をいただき、副町長に就任して以来、8年の在職期間でありました。顧みますと、私は昭和49年4月に役場に奉職して以来、平成24年3月までの38年間町職員として、その後平成26年6月から副町長として務めさせていただきました。特に副町長の就任期間は、地方を取り巻く社会情勢は少子高齢化、過疎化、情報化などの急速な進展など、目まぐるしく変化する社会情勢の中で我が町の進むべき大きな課題解決に対して、星町長の下、職員と共に副町長という立場で第5次下郷町振興計画、第6次下郷町総合計画、下郷町創生総合戦略など、その策定や方策、そして令和元年度後半からの新型コロナウイルス感染対策などについて、微力ながらまちづくりに携わることができましたことは私にとって大変貴重な経験でありました。そしてまた、多くの皆様方との出会い、さらには様々な多くのことを学ばせていただいたかけがえのない8年間でありました。

これまで星町長と共にまちづくりに対し前進できたこと、力不足で思うように前に進めなかったことなどがございます。しかしながら、副町長として星町長の補佐役の職務を全うすべく、常々町民の皆様との信頼関係を保持し、町民の皆様にとって幸せになることの物差しをまちづくりの根底に、いろいろな協議、検討を重ねながら一生懸命町民のためのまちづくりを進めてきたところがございます。もとより非力な私が副町長という重責を担うことができたことは、星學町長をはじめ、議員の皆様、町民の皆様方の多くの皆様のご支援、ご協力の支えがあったからと存じます。深甚なる感謝と心からお礼を申し上げます。また、議会におかれましては議会の基本的事項を定めた下郷町議会基本条例などが制定され、議員の皆さん一人一人の自己責任等の視点、充実した政策活動、公平、透明性の確保などを明確化しております。今後とも町や町民の皆さんとの信頼関係や協働の精神などを大切にして、町民の皆さんの生命、財産を守り、さらには町民の幸せの実現、町の発展に寄与していただければと期待しております。

今下郷町は、3期目を迎えました星學町長、そして議会の皆さんと共に全国に誇れるまちづくりが始動しております。これからも、第6次下郷町総合計画にありますように、未来創生交流のまち下郷を確実に具現化し、町民の皆さん一人一人が下郷町に住んでよかったと言えるまちづくりを推し進めていただくよう心からご祈念申し上げます。

終わりになりますが、新型コロナウイルス感染対策をはじめ、諸施策、課題解決に切れ間なく取り組んでいる最中に退任することになりますが、町の限りない発展、繁栄と議会議員の皆様、そして町民の皆様の一層のご健勝、ご多幸をお祈り申し上げ、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（小玉智和君） どうもありがとうございました。

それでは、町議会を代表いたしまして、私から一言ご挨拶をさせていただきます。ただいまご挨拶をいただきました副町長、玉川一郎君には卓越した腕前と豊富な識見をもって本町行政の要として町政の進展にご尽力をいただきました。本当にありがとうございました。

います。議会からも心から御礼を申し上げます。今後とも本町発展のため、そして我々議会活動につきましてもご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。本当にご苦労さまでございました。ありがとうございました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小玉智和君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日をもって閉会とすることに決定いたしました。

本日の会議をこれで閉じます。

令和4年第2回下郷町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。(午後 0時20分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年6月15日

下郷町議会議長

同 署名議員

同 署名議員